

LAN型通信網サービス契約約款(平成12年東企営第00-8号)

実施 平成12年5月1日
NTT東日本株式会社

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	4
第1章の2 LAN型通信網サービスの種類	6
第3条の2 LAN型通信網サービスの種類	6
第2章 LAN型通信網サービスの提供区域	7
第4条 LAN型通信網サービスの提供区域	7
第3章 契約	7
第1節 第3種サービスに係る契約	7
第5条 削除	
第6条 契約の種別	7
第7条 契約の単位	7
第8条 共同LAN型通信網契約	7
第9条 契約者回線の終端	7
第10条 LAN型通信網サービス区域	7
第11条 収容LAN型通信網サービス取扱所	7
第12条 契約申込の方法	8
第13条 契約申込の承諾	8
第14条 基本契約期間	8
第15条 契約者数の変更	8
第16条 品目等の変更	9
第17条 契約者回線の増設又は廃止	9
第17条の2 協定事業者網接続回線の設置又は廃止	9
第18条 契約者回線の移転	9
第18条の2 回線終端装置の種類の変更	9
第19条 契約者回線の異経路	9
第20条 その他の契約内容の変更	9
第21条 契約者回線の利用の一時中断	10
第22条 第3種サービス利用権の譲渡	10
第23条 契約者が行うLAN型通信網契約の解除	10
第24条 当社が行うLAN型通信網契約の解除	10
第25条 その他の提供条件	10
第2節 削除	
第25条の2 削除	
第25条の3 削除	
第25条の4 削除	
第25条の5 削除	
第25条の6 削除	
第25条の7 削除	
第3節 削除	
第25条の8 削除	
第25条の9 削除	
第25条の10 削除	

第25条の11 削除	
第25条の12 削除	
第4節 第4種サービスに係る契約	11
第25条の13 契約の単位	11
第25条の14 基本契約期間	11
第25条の15 通信パスの増設又は廃止	11
第25条の16 通信パスの移転	11
第25条の17 その他の提供条件	11
第5節 第5種サービスに係る契約	11
第25条の18 契約の単位	11
第25条の19 削除	
第25条の20 その他の提供条件	11
第4章 付加機能	12
第26条 付加機能の提供	12
第27条 付加機能の利用の一時中断	12
第4章の2 端末設備	12
第27条の2 端末設備の提供	12
第27条の3 端末設備の移転	12
第27条の4 端末設備の利用の一時中断	12
第5章 回線相互接続	12
第28条 回線相互接続	12
第28条の2 接続休止	13
第6章 利用中止及び利用停止	13
第29条 利用中止	13
第30条 利用停止	13
第7章 通信	14
第31条 削除	
第32条 通信利用の制限等	14
第8章 料金等	14
第33条 料金及び工事に関する費用	14
第34条 利用料金の支払義務	15
第35条 手続きに関する料金の支払義務	17
第36条 工事費の支払義務	17
第37条 線路設置費の支払義務	17
第38条 料金の計算方法等	18
第39条 割増金	18
第40条 延滞利息	18
第8章の2 協定事業者網接続回線の料金の取扱い	19
第40条の2 協定事業者網接続回線の料金の取扱い	19
第9章 保守	19
第41条 契約者の維持責任	19
第42条 契約者の切分責任	19
第43条 修理又は復旧の順位	19
第10章 損害賠償	20
第44条 責任の制限	20
第45条 免責	21
第11章 雜則	21
第46条 承諾の限界	21
第47条 利用に係る契約者の義務	22
第48条 同上	22
第49条 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等	22

第50条 LAN型通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧	22
第50条の2 契約者の氏名等の通知	22
第50条の3 協定事業者からの通知	23
第51条 法令に規定する事項	23
第52条 閲覧	23
第12章 附帯サービス	23
第53条 附帯サービス	23
別記	
1 LAN型通信網サービスの提供区域	24
2 契約者の地位の承継	24
2の2 協定事業者の電気通信サービスに関する料金の回収代行	24
2の3 協定事業者によるLAN型通信網サービスに関する料金 の回収代行	24
3 契約者の氏名等の変更の届出	25
4 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等	25
5 自営端末設備の接続	25
6 自営端末設備に異常がある場合等の検査	26
7 自営電気通信設備の接続	26
8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	26
9 当社の維持責任	26
9の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額 よりも過小であった場合の取扱い	27
10 利用権に関する事項の証明	27
10の2 適格請求書の発行	27
11 支払証明書の発行	27
12 通信量測定通知サービス	27
12の2 回線情報連携APIサービス	28
12の3 時刻配信サービス	28
13 新聞社等の基準	29
料金表	
通則	30
第1表 料金	31
第1類 利用料金	31
第1 削除	
第2 削除	
第3 第3種サービスに関するもの	31
第4 第4種サービスに関するもの	64
第5 第5種サービスに関するもの	87
第2類 手続きに関する料金	96
第2表 工事に関する費用	97
第1 工事費	97
第2 線路設置費	104
第3表 附帯サービスに関する料金等	106
第1 証明手数料	106
第1の2 適格請求書の発行手数料	106
第2 支払証明書の発行手数料	106
第3 時刻配信サービスに関する利用料金	106
料金表別表1 高額利用に係る利用料金の割引の適用	107
料金表別表2 学校に限定した利用料金の割引の適用	109
附則	110
基本的な技術的事項	123

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このLAN型通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりLAN型通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(注) 本条のほか、当社は、LAN型通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
- 3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 LAN型通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームその他のフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 LAN型通信網サービス	LAN型通信網を使用して行う電気通信サービス
4の2 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
5 LAN型通信網サービス取扱所	(1) LAN型通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりLAN型通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 所属LAN型通信網サービス取扱所	そのLAN型通信網サービスの契約事務を行うLAN型通信網サービス取扱所

7 LAN型通信網契約	当社から LAN型通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時 LAN型通信網契約となるものを除きます。）
8 LAN型通信網契約者	当社と LAN型通信網契約を締結している者
9 臨時 LAN型通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社から LAN型通信網サービスの提供を受けるための契約
10 臨時 LAN型通信網契約者	当社と臨時 LAN型通信網契約を締結している者
11 契約者	LAN型通信網契約者及び臨時 LAN型通信網契約者
11の2 契約者 ID	契約者を特定するために、契約者回線、契約者回線群又は通信バスとその通信バスを収容する契約者回線ごとに付与される、当社が定める任意の英字及び数字等の組み合わせ
11の3 サービス回線 ID	第5種サービスに係る契約者回線相互間に設定される論理的な通信路（以下「サービス回線」といいます。）を特定するために付与される、当社が定める任意の英字及び数字等の組み合わせ
12 取扱所交換設備	LAN型通信網サービス取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される集線装置等を含みます。）
13 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
14 契約者回線	LAN型通信網契約又は臨時 LAN型通信網契約に基づいて当社が指定する取扱所交換設備（以下「収容局設備」といいます。）と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
14の2 契約者回線群	LAN型通信網内において相互に通信を行うことができる第3種サービス又は第4種サービスに係る契約者回線からなるグループ
15 テープ	4芯又は8芯単位で光ファイバを並列に配置し一体化したもの
16 回線収容部	取扱所交換設備において契約者回線を接続するポートが複数配置されている部分
17 収容 LAN型通信網サービス取扱所	収容局設備が設置されている LAN型通信網サービス取扱所
18 中継局設備	取扱所交換設備であって収容局設備以外のもの
19 中継回線	取扱所交換設備相互間の電気通信回線
19の2 協定事業者網接続回線	LAN型通信網サービスと当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスとの間において相互に通信を行うた

	めに、相互接続点を介して LAN型通信網と相互に接続する電気通信回線であって、当社が別に定める協定事業者が設置するもの及びこれと接続するための当社の電気通信設備
19の3 通信パス	第4種サービスに係る契約者回線相互間に設定される論理的な通信路
20 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
21 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
22 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
23 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
23の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域
24 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第1章の2 LAN型通信網サービスの種類

（LAN型通信網サービスの種類）

第3条の2 当社が提供する LAN型通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
第3種サービス (ビジネスイーサ ワイド) (Interconnected WAN)	契約者回線群内における2以上の契約者回線相互間の通信が可能なもの
第4種サービス (ビジネスイーサ プレミア)	契約者回線群内における2以上の契約者回線相互間の通信が可能なものであって、通信パスによる契約者回線相互間の通信が可能なもの
第5種サービス (All-Photonics Connect)	2の契約者回線相互間の通信のみが可能なもの

2 第3種サービスには、次の区分があります。

区分	内容
プラン1 (ビジネスイーサ ワイド)	中継回線の品目を選択可能なもの
プラン2 (Interconnected WAN)	プラン1以外のもの

3 LAN型通信網サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目（以下「品目等」といいます。）があります。

第2章 LAN型通信網サービスの提供区域

(LAN型通信網サービスの提供区域)

第4条 当社のLAN型通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第3章 契約

第1節 第3種サービスに係る契約

第5条 削除

(契約の種別)

第6条 第3種サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) LAN型通信網契約
- (2) 臨時LAN型通信網契約

(契約の単位)

第7条 当社は、プラン1又はプラン2のそれぞれにおいて、1のLAN型通信網契約者回線群ごとに1のLAN型通信網契約（臨時LAN型通信網契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。

(共同LAN型通信網契約)

第8条 当社は、1のLAN型通信網契約について契約者が2人以上となるLAN型通信網契約（以下「共同LAN型通信網契約」といいます。）を締結します。

(契約者回線の終端)

第9条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときはその定めるところによります。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(LAN型通信網サービス区域)

第10条 当社は、料金表第1表第1（料金）に定めるところによりLAN型通信網サービス区域を設定します。

2 当社は、LAN型通信網サービス区域を表示する図表をそのLAN型通信網サービス区域内の契約事務を行うLAN型通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

(収容LAN型通信網サービス取扱所)

第11条 契約者回線は、それぞれ次のLAN型通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

区別	収容LAN型通信網サービス取扱所
1 契約者回線の終端のある場所がLAN型通信網サービス区域内となるもの	そのLAN型通信網サービス区域内のLAN型通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの

2 契約者回線の終端のある場所が L A N型通信網サービス区域外となるもの	その契約者回線の終端のある場所の近隣の L A N型通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの
--	--

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容 L A N型通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第43条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、収容 L A N型通信網サービス取扱所を変更することができます。

(契約申込の方法)

第12条 第3種サービスに係る L A N型通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う L A N型通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 契約者回線の終端の場所及び回線数
- (2) L A N型通信網サービスの品目等
- (3) 相互接続点との間の通信を伴う契約申込にあっては、その相互接続点に係る協定事業者の氏名並びにサービスの名称及び種類等
- (4) その他契約申込の内容を特定するための事項

2 前項の規定にかかわらず、プラン1に係る L A N型通信網契約は新たに申込むことができません。

(契約申込の承諾)

第13条 当社は、L A N型通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時 L A N型通信網契約に係る申込みがあった場合は、第3種サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その申込みを承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その L A N型通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第3種サービスを提供すること又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) L A N型通信網契約の申込みをした者が第3種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 相互接続点との間の通信を伴う契約申込にあっては、その相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(基本契約期間)

第14条 第3種サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより基本契約期間があります。

2 前項の基本契約期間は、第3種サービスの提供を開始した日（契約者回線（臨時 L A N型通信網契約に係るもの）の増設等により新たに設置した部分については、その部分の提供を開始した日）から起算して1年間とします。

3 契約者は、前項の基本契約期間内に L A N型通信網契約の解除、契約者回線（臨時 L A N型通信網契約に係るもの）の廃止若しくは移転又は品目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(契約者数の変更)

第15条 契約者は、契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに契約

者となる者又は利用を止めようとする者と連署した当社所定の契約申込書(第12条(契約申込の方法)の契約申込書に準拠したものとします。)を契約事務を行う L A N型通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の申込みがあったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(品目等の変更)

第16条 契約者は、第3種サービスの品目等の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の増設又は廃止)

第17条 プラン2に係る契約者は、契約者回線の増設の請求をすることができます。

- 2 契約者は、契約者回線の廃止の請求をすることができます。

- 3 当社は、前2項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(協定事業者網接続回線の設置又は廃止)

第17条の2 プラン2に係る契約者は、協定事業者網接続回線の設置の請求をすることができます。

- 2 契約者は、協定事業者網接続回線の廃止の請求をすることができます。

- 3 当社は、前2項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第18条 プラン2に係る契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(回線終端装置の種類の変更)

第18条の2 プラン1に係る契約者は、回線終端装置の種類の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第19条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、L A N型通信網契約者(プラン1に係る者を除きます。)の請求に基づき、その契約者回線(臨時L A N型通信網契約に係るもの)を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。この場合において、当社は、その契約者回線を第11条(収容L A N型通信網サービス取扱所)第1項に規定するL A N型通信網サービス取扱所以外の当社が指定するL A N型通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容することができます。

(その他の契約内容の変更)

第20条 契約者は、第12条(契約申込の方法)第3号及び第4号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の利用の一時中断)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(第3種サービス利用権の譲渡)

第22条 第3種サービス利用権（契約者がLAN型通信網契約に基づいて第3種サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第3種サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属LAN型通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第3種サービス利用権を譲り受けようとする者が第3種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 共同LAN型通信網契約の場合にあっては、その譲渡についてその契約に係るすべての契約者の同意がないとき。

(3) 相互接続点との間の通信を伴う第3種サービス利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその相互接続通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者が行うLAN型通信網契約の解除)

第23条 契約者は、LAN型通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属LAN型通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行うLAN型通信網契約の解除)

第24条 当社は、第30条（利用停止）の規定によりLAN型通信網サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのLAN型通信網契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第30条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、LAN型通信網サービスの利用停止をしないでその契約を解除することができます。

3 当社は、前2項の規定により、そのLAN型通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第25条 第3種サービスに係るLAN型通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第2節 削除

第25条の2 削除

第25条の3 削除

第25条の4 削除

第25条の5 削除

第25条の6 削除

第25条の7 削除

- 第3節 削除
- 第25条の8 削除
第25条の9 削除
第25条の10 削除
第25条の11 削除
第25条の12 削除

第4節 第4種サービスに係る契約

(契約の単位)

第25条の13 当社は、1の契約者IDごとに1のLAN型通信網契約を締結します。

(基本契約期間)

第25条の14 第4種サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより基本契約期間があります。

- 2 前項の基本契約期間は、第4種サービスの提供を開始した日（契約者回線又は通信パスの増設等により新たに設置した部分については、その部分の提供を開始した日）から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の基本契約期間内にLAN型通信網契約の解除、契約者回線若しくは通信パスの廃止若しくは移転又は品目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(通信パスの増設又は廃止)

第25条の15 契約者は、通信パスの増設又は廃止の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(通信パスの移転)

第25条の16 契約者は、通信パスの移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第25条の17 契約の種別、共同LAN型通信網契約、契約者回線の終端、LAN型通信網サービス区域、収容LAN型通信網サービス取扱所、契約申込の方法、契約申込の承諾、契約者数の変更、品目等の変更、契約者回線の増設又は廃止、契約者回線の移転、契約者回線の異経路、その他の契約内容の変更、契約者回線の利用の一時中断、利用権の譲渡、契約者が行うLAN型通信網契約の解除及び当社が行うLAN型通信網契約の解除については、第3種サービスのプラン2の場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、第4種サービスに係るLAN型通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第5節 第5種サービスに係る契約

(契約の単位)

第25条の18 相互に通信を行うことができる2の契約者回線ごとに1のLAN型通信網契約（臨時LAN型通信網契約を含みません。以下第5種サービスに係るものについて同じとします。）を締結します。

第25条の19 削除

(その他の提供条件)

第25条の20 契約者回線の終端、LAN型通信網サービス区域、収容LAN型通信網サービス取扱所、契約申込の方法、契約申込の承諾、基本契約期間、品目等の変更、契

約者回線の異経路、その他の契約内容の変更、契約者回線の利用の一時中断、利用権の譲渡、契約者が行う L A N 型通信網契約の解除及び当社が行う L A N 型通信網契約の解除については、第3種サービスのプラン2の場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、第5種サービスに係る L A N 型通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第26条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

(注) 当社は、臨時 L A N 型通信網契約者から請求があったときは、臨時付加機能（契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。以下同じとします。）に限り提供します。

(付加機能の利用の一時中断)

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

第4章の2 端末設備

(端末設備の提供)

第27条の2 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第27条の3 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第27条の4 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第5章 回線相互接続

(回線相互接続)

第28条 契約者は、その契約者回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。）において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属 L A N 型通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、

当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

- 3 契約者は、その接続について、第1項の規定により所属 LAN型通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により所属 LAN型通信網サービス取扱所に通知していただきます。

(接続休止)

第28条の2 当社は相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が相互接続点との間の通信ができなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その LAN型通信網サービス（第3種サービスに係るものであって、その契約に係る契約者回線の通信の相手先の全てが相互接続点であるものに限ります。以下この条において同じとします。）について、接続休止とします。

ただし、その LAN型通信網サービスについて、契約者から契約者回線の利用の一時中断若しくは契約者回線の通信相手先の変更の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りでありません。

- 2 当社は、前項の規定により、その LAN型通信網サービスについて接続休止をしようとするとときは、あらかじめその LAN型通信網サービスに係る契約者に、そのことを通知します。
- 3 LAN型通信網サービスの接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その LAN型通信網サービスに係る契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合、その LAN型通信網サービスに係る契約者にそのことを通知します。

第6章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第29条 当社は、次の場合には、LAN型通信網サービスの利用を中止することができます。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第32条（通信利用の制限等）の規定により、契約者回線又は通信パスの利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により LAN型通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(利用停止)

第30条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その LAN型通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった LAN型通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その LAN型通信網サービスの利用を停止することができます。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第47条（利用に係る契約者の義務）又は第48条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を

当社の承諾を得ずに接続したとき。

(4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかつたとき。

2 当社は、前項の規定により LAN型通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第7章 通信

第31条 削除

（通信利用の制限等）

第32条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線及び通信バス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関	名
気象機関	
水防機関	
消防機関	
災害救助機関	
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）	
防衛機関	
輸送の確保に直接関係がある機関	
通信の確保に直接関係がある機関	
電力の供給の確保に直接関係がある機関	
ガスの供給の確保に直接関係がある機関	
水道の供給の確保に直接関係がある機関	
選挙管理機関	
別記13の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関	
預貯金業務を行う金融機関	
国又は地方公共団体の機関	

2 第3種サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第8章 料金等

（料金及び工事に関する費用）

第33条 当社が提供する LAN型通信網サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する LAN型通信網サービスの工事に関する費用は工事費及び線路設置費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供する LAN型通信網サービスの態様に応じて、次の料金を合算したものとします。

(1) 第3種サービスのプラン1については、契約者回線の部分、中継局設備の部分、

県内中継回線の部分、県間中継回線の部分及び協定事業者網接続回線の部分に係る利用料金、付加機能利用料並びに端末設備に係る利用料金

- (2) 第3種サービスのプラン2については、契約者回線の部分及び協定事業者網接続回線の部分に係る利用料金並びに付加機能利用料
- (3) 第4種サービスについては、契約者回線の部分及び通信パスの部分に係る利用料金並びに付加機能利用料
- (4) 第5種サービスについては、基本料及び加算料

(利用料金の支払義務)

第34条 契約者は、そのLAN型通信網契約に基づいて当社が契約者回線、協定事業者網接続回線、通信パス、付加機能又は端末設備の提供を開始した日から起算して、LAN型通信網契約の解除又は契約者回線、協定事業者網接続回線、通信パス、付加機能若しくは端末設備の廃止（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりLAN型通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、LAN型通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その契約者回線、付加機能又は当社が提供する端末設備を全く利用できない状態（その契約者回線又は当社が提供する端末設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（6欄、7欄、8欄又は9欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者回線、付加機能又は当社が提供する端末設備についての料金
2 第3種サービス（プラン1に係るものに限ります。）について、契約者の責めによらない理由により、中継局設備に係る全ての契約者回線の通信が全く利用できない状態が生じた場合（6欄、7欄又は9欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する中継局設備の部分の料金
3 第3種サービス（プラン1に係るものに限ります。）について、契約者	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である

<p>の責めによらない理由により、県内中継回線又は県間中継回線(以下「中継回線」といいます。)において、LAN型通信網契約におけるその中継回線に係る全ての契約者回線とそのLAN型通信網契約に係る他の契約者回線との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合(6欄、7欄又は9欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する中継回線の部分の料金</p>
<p>4 第3種サービスについて、契約者の責めによらない理由により、協定事業者網接続回線において、LAN型通信網契約におけるその協定事業者網接続回線に係る相互接続点と全ての契約者回線との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合(6欄、7欄又は9欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する協定事業者網接続回線の部分の料金</p>
<p>5 第4種サービスについて、契約者の責めによらない理由により、通信バスが全く利用できない状態(その通信バスによる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)が生じた場合(6欄、7欄又は8欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその通信バスについての料金</p>
<p>6 当社の故意又は重大な過失によりそのLAN型通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのLAN型通信網サービスについての料金</p>
<p>7 契約者回線の移転に伴って、その契約者回線を利用できなくなった期間が生じたとき。(契約者の都合により、契約者回線を利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその契約者回線その他利用できなかった設備についての料金</p>
<p>8 通信バスの移転に伴って、その通信バスを利用できなくなった間が生じたとき。(契約者の都合により、通信バスを利用しなかった場合であつ</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその通信バスについての料</p>

て、その設備を保留したときを除き ます。)	金
9 LAN型通信網サービスの接続休止をしたとき。	LAN型通信網サービスの接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのLAN型通信網サービスについての料金
<p>備考 この表の4欄における「相互接続点と全ての契約者回線との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合」には、その相互接続点を介して LAN型通信網と相互に接続する当社が別に定める協定事業者が設置する電気通信回線（協定事業者網接続回線を除きます。以下「他社中継回線」といいます。）を全く利用することができなくなったため、その相互接続点と全ての契約者回線との間の通信を全く利用できない状態が生じた場合を含みます。この場合において、その他中継回線を全く利用できない状態が、利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他中継回線の契約者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでありません。</p>	

- 3 前項の規定にかかわらず、当社が別に定める LAN型通信網サービスに係る利用料金の扱いについて、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- (注) 本条第3項に規定する当社が別に定める LAN型通信網サービスは、第3種サービスのもの及び第4種サービスのものとします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第35条 契約者は、 LAN型通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その契約者回線の設置工事の着手前にその LAN型通信網契約の解除があった場合はこの限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第36条 契約者は、 LAN型通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその LAN型通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第37条 契約者は、次の場合には、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその LAN型通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合

は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

(1) (2)以外の場合

ア 契約者回線の終端が L A N型通信網サービス区域（契約者回線がその収容 L A N型通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域とします。以下この項において同じとします。）外となる契約の申込み又は契約者回線の増設の請求をし、その承諾を受けたとき。

イ 移転後の契約者回線の終端が L A N型通信網サービス区域外となる契約者回線の移転（移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

(2) 契約者回線（臨時 L A N型通信網契約に係るもの）を除きます。以下この項において同じとします。）が異経路となる場合

契約者回線を異経路とすることの請求をし、その承諾を受けたとき。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（契約者回線（臨時 L A N型通信網契約に係るもの）を除きます。以下この項において同じとします。）が異経路となる場合以外の場合にあっては、L A N型通信網サービス区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の計算方法等）

第38条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

（注）当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記9の2に定めるところによります。

（割増金）

第39条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第40条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、法定利率の割合（契約者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内（当社が別に定める場合は、支払期日の翌日から起算して15日以内とします。）に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注1）本条に規定する年当たりの割合は、当社が別に定める場合に限り、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

（注2）当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第8章の2 協定事業者網接続回線の料金の取扱い

(協定事業者網接続回線の料金の取扱い)

第40条の2 協定事業者網接続回線については、当社が利用料金及び工事費を設定し、その利用料金及び工事費に関するその他の取扱いについては、この約款の定めるところによります。

第9章 保守

(契約者の維持責任)

第41条 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第42条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用できなくなつたときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、LAN型通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第43条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第32条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

	に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線又は通信パスについて、暫定的にその収容 L A N型通信網サービス取扱所及びその経路を変更することがあります。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第44条 当社は、L A N型通信網サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又は当社が別に定める協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたときは、そのL A N型通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、次表に掲げる料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

区 別	賠償する額
1 その契約者回線、付加機能又は当社が提供する端末設備を全く利用できない状態が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者回線、付加機能又は当社が提供する端末設備の料金
2 第3種サービス（プラン1に係るものに限ります。）について、その中継局設備に係る全ての契約者回線の通信が全く利用できない状態が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する中継局設備の部分の料金
3 第3種サービス（プラン1に係るものに限ります。）の中継回線について、L A N型通信網契約におけるその中継回線に係る全ての契約者回線とそのL A N型通信網契約に係る他の契約者回線との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する中継回線の部分の料金
4 第3種サービスの協定事業者網	そのことを当社が知った時刻以後の利用で

<p>接続回線について、LAN型通信網契約におけるその協定事業者網接続回線に係る相互接続点と全ての契約者回線との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>きなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する協定事業者網接続回線の部分の料金</p>
<p>5 第4種サービスについて、通信パスが全く利用できない状態が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその通信パスについての料金</p>
<p>備考 この表の4欄における「相互接続点と全ての契約者回線との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合」には、他社中継回線を全く利用することができなくなったため、その相互接続点と全ての契約者回線との間の通信を全く利用できない状態が生じた場合を含みます。この場合において、その他中継回線を全く利用できない状態が、利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他中継回線の契約者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでありません。</p>	

3 当社の故意又は重大な過失によりLAN型通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第45条 当社は、契約者回線及び当社が提供する端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(LAN型通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第11章 雜則

(承諾の限界)

第46条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき(その請求が相互接続点との通信に係るものである場合において、その相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。)は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第47条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がLAN型通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事变その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がLAN型通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がLAN型通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第48条 契約者は、その契約者回線及び当社が提供する端末設備を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その契約者回線及び当社が提供する端末設備を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、そのLAN型通信網サービスに関する料金又は工事に関する費用のうち、その契約者回線及び当社が提供する端末設備を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線及び当社が提供する端末設備に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線及び当社が提供する端末設備を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第41条（契約者の維持責任）
- イ 第42条（契約者の切分責任）
- ウ 別記5（自営端末設備の接続）
- エ 別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
- オ 別記7（自営電気通信設備の接続）
- カ 別記8（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

(契約者からの契約者回線の設置場所の提供等)

第49条 契約者からの契約者回線及び当社が提供する端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(LAN型通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第50条 当社は、当社が指定するLAN型通信網サービス取扱所において、LAN型通信網サービスにおける基本的な技術的事項及びLAN型通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

(契約者の氏名等の通知)

第50条の2 契約者は、協定事業者（その契約者がLAN型通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名及び住所等を、その協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 契約者は、当社が通信の相手先等その契約者に関する情報を、当社の委託により LAN型通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(協定事業者からの通知)

第50条の3 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(法令に規定する事項)

第51条 LAN型通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

(閲覧)

第52条 この約款において、[当社が別に定めることとしている事項](#)については、当社は閲覧に供します。

第12章 附帯サービス

(附帯サービス)

第53条 LAN型通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から12の3に定めるところによります。

別記

1 LAN型通信網サービスの提供区域

- (1) 当社のLAN型通信網サービスは、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域において提供します。

都道府県の区域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

- (2) 当社のLAN型通信網サービスは、契約者回線の終端相互間及び契約者回線の終端と相互接続点又はサービス接続点（LAN型通信網と当社が別に定める電気通信設備との接続点をいいます。）との間において提供します。

(注) (2)に規定する当社が別に定める電気通信設備は、Multi Interconnect契約約款に規定するクラウド等接続網とします。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属LAN型通信網サービス取扱所に届け出でていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出でていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

2の2 協定事業者の電気通信サービスに関する料金の回収代行

- (1) 当社は第3種サービス（プラン1に係るものであって、協定事業者網接続回線を設置するものに限ります。）に係る契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行なうことがあります。
- ア その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払を怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- イ その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- ウ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- (2) 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は前項に規定する取扱いを廃止します。

2の3 協定事業者によるLAN型通信網サービスに関する料金の回収代行

- (1) 当社は第3種サービス（プラン1に係るものであって、協定事業者網接続回線を設置するものに限ります。）に係る契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行なうことがあります。
- ア その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払を怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

- イ その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
 - ウ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- (2) 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してなおその協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

3 契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに所属 LAN型通信網サービス取扱所に届け出させていただきます。
ただし、その変更があったにもかかわらず所属 LAN型通信網サービス取扱所に届出がないときは、第24条（当社が行う LAN型通信網契約の解除）及び第30条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び当社が提供する端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
ただし、契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社が LAN型通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
ア その接続が技術基準に適合しないとき。
イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工

事担任者資格証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りでありません。

- (6) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることができます。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
 - (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
 - (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
 - (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
 - (5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りでありません。
- (6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
 - (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

9の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第34条（利用料金の支払義務）から第37条（線路設置費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

10 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア LAN型通信網契約の申込みの承諾年月日

イ 契約者の住所又は居所及び氏名

ウ 契約者回線の終端のある場所

エ そのLAN型通信網サービスの種類及び品目

オ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

カ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

(2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属LAN型通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。

(3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

10の2 適格請求書の発行

(1) 当社は、契約者等から請求があったときは、そのLAN型通信網サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りでありません。

(2) 契約者等は、(1)の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

11 支払証明書の発行

(1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社が指定するLAN型通信網サービス取扱所において、そのLAN型通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

(2) 契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

12 通信量測定通知サービス

(1) 当社は、第3種サービス及び第4種サービスに係る契約者から請求があったときは、通信量測定通知サービス（当社が別に定めるところによりLAN型通信網サー

ビスにおける特定区間の通信量を測定し契約者に通知するサービスをいいます。以下同じとします。) を提供します。

- (2) 当社は、第44条（責任の制限）に規定するほか、このサービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

12の2 回線情報連携APIサービス

- (1) 当社は、第3種サービスに係る契約者から請求があったときは、回線情報連携APIサービス（当社が別に定めるところにより回線情報を蓄積し契約者が取得できるサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。
- (2) 当社は、第44条（責任の制限）に規定するほか、このサービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

12の3 時刻配信サービス

- (1) 当社は、第3種サービスに係る契約者から請求があったときは、時刻配信サービス（G P S等から受信した時刻情報を当社が別に定めるところにより契約者があらかじめ指定する契約者回線の終端に配信するサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。
- (2) 契約者は、(1)の請求を行うときは、次に掲げる事項について申し出ていただきます。
- ア 時刻情報の配信先となる契約者回線の契約者回線番号
イ その他申込みの内容を特定するための事項
- (3) 当社は、契約者から(2)の申出があったときは、その指定された契約者回線が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。
- ア プラン2の10Gb/sの品目のものであって、回線終端装置を設置しないものであるとき。
イ 当社が別に定める付加機能を使用していないものであるとき。
ウ G P S等受信装置が設置される収容 L A N型通信網サービス取扱所又は当社が定める収容 L A N型通信網サービス取扱所に収容されるものであるとき。
エ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- (4) 当社は、次の提供条件によって発生する損害については、責任を負いません。
- ア 時刻情報の配信時に契約者回線の通信帯域を一部使用すること。
イ 太陽雑音又は激しい降雨その他電波障害等により、時刻情報の配信ができなくなる又は時刻誤差が発生する場合があること。
- (5) 時刻配信サービスには、料金表第3表第3（時刻配信サービスに関する利用料金）に定めるところにより基本利用期間があります。
- (6) 時刻配信サービスの料金は、料金表第3表第3に定めるところによります。
- (7) 当社は、次の場合は時刻配信サービスを廃止します。
- ア 契約者回線の廃止があったとき。
イ その他(3)に規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- (8) 時刻配信サービスに関するその他の取扱いについては、L A N型通信網サービスの場合に準ずるものとします。

13 新聞社等の基準

区分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、LAN型通信網契約者がそのLAN型通信網契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず隨時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日に契約者回線、通信バス、付加機能若しくは当社が提供する端末設備の提供の開始、契約者回線若しくは通信バスの増設又は協定事業者網接続回線の設置があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日にLAN型通信網契約の解除又は契約者回線、通信バス、付加機能、当社が提供する端末設備若しくは協定事業者網接続回線の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日に契約者回線、通信バス、付加機能若しくは当社が提供する端末設備の提供を開始、契約者回線若しくは通信バスを増設、又は協定事業者網接続回線を設置し、その日にそのLAN型通信網契約の解除又は契約者回線、通信バス、付加機能、当社が提供する端末設備若しくは協定事業者網接続回線の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日にLAN型通信網サービスの品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第34条（利用料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第34条第2項第3号の表の1欄から5欄までに規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するLAN型通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、LAN型通信網契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

10 第34条（利用料金の支払義務）から第37条（線路設置費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のLAN型通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 削除

第2 削除

第3 第3種サービスに関するもの

1 適用

区分	内 容										
(1) LAN型通信網サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、第3種サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第3種サービスに係るLAN型通信網サービス区域を設定します。										
(2) 品目等に係る料金の適用	<p>ア 当社は、第3種サービスのプラン1の利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>(ア) 契約者回線の品目</p> <table border="1"><thead><tr><th>品 目</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 Mb/s</td><td>契約者回線について、1.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>10Mb/s</td><td>契約者回線について、10.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>100Mb/s</td><td>契約者回線について、100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr><tr><td>1 Gb/s</td><td>契約者回線について、1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr></tbody></table>	品 目	内 容	1 Mb/s	契約者回線について、1.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	契約者回線について、10.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	契約者回線について、100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1 Gb/s	契約者回線について、1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容										
1 Mb/s	契約者回線について、1.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの										
10Mb/s	契約者回線について、10.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの										
100Mb/s	契約者回線について、100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの										
1 Gb/s	契約者回線について、1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの										

備考 契約者は、契約者回線の品目について、伝送速度が低いものから高いものへの変更に係る請求を行うことはできません。

(イ) 県内中継回線の品目

品 目	内 容
10Mb/s	県内中継回線について、10.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	県内中継回線について、100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	県内中継回線について、200.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	県内中継回線について、300.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	県内中継回線について、400.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	県内中継回線について、500.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	県内中継回線について、600.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	県内中継回線について、700.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	県内中継回線について、800.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	県内中継回線について、900.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1Gb/s	県内中継回線について、1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考 契約者は、県内中継回線の品目について、伝送速度が低いものから高いものへの変更に係る請求を行うことはできません。

(ウ) 県間中継回線の品目

品 目	内 容
0.5Mb/s	県間中継回線について、0.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1 Mb/s	県間中継回線について、1.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
2 Mb/s	県間中継回線について、2.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
3 Mb/s	県間中継回線について、3.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

4 Mb/s	県間中継回線について、4.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
5 Mb/s	県間中継回線について、5.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
6 Mb/s	県間中継回線について、6.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
7 Mb/s	県間中継回線について、7.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	県間中継回線について、8.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
9 Mb/s	県間中継回線について、9.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	県間中継回線について、10.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	県間中継回線について、20.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	県間中継回線について、30.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	県間中継回線について、40.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	県間中継回線について、50.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	県間中継回線について、60.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	県間中継回線について、70.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	県間中継回線について、80.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	県間中継回線について、90.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	県間中継回線について、100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	県間中継回線について、200.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	県間中継回線について、300.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	県間中継回線について、400.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	県間中継回線について、500.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

600Mb/s	県間中継回線について、600.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	県間中継回線について、700.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	県間中継回線について、800.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	県間中継回線について、900.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	県間中継回線について、1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考 契約者は、県間中継回線の品目について、伝送速度が低いものから高いものへの変更に係る請求を行うことはできません。	

(工) 協定事業者網接続回線の品目

品 目	内 容
0.5Mb/s	協定事業者網接続回線について、0.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1 Mb/s	協定事業者網接続回線について、1.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
2 Mb/s	協定事業者網接続回線について、2.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
3 Mb/s	協定事業者網接続回線について、3.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
4 Mb/s	協定事業者網接続回線について、4.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
5 Mb/s	協定事業者網接続回線について、5.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
6 Mb/s	協定事業者網接続回線について、6.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
7 Mb/s	協定事業者網接続回線について、7.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	協定事業者網接続回線について、8.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
9 Mb/s	協定事業者網接続回線について、9.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	協定事業者網接続回線について、10.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	協定事業者網接続回線について、20.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	協定事業者網接続回線について、30.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

	までの符号伝送が可能なものの
40Mb/s	協定事業者網接続回線について、40.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの
50Mb/s	協定事業者網接続回線について、50.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの
60Mb/s	協定事業者網接続回線について、60.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの
70Mb/s	協定事業者網接続回線について、70.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの
80Mb/s	協定事業者網接続回線について、80.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの
90Mb/s	協定事業者網接続回線について、90.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの
100Mb/s	協定事業者網接続回線について、100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの
200Mb/s	協定事業者網接続回線について、200.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの
300Mb/s	協定事業者網接続回線について、300.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの
400Mb/s	協定事業者網接続回線について、400.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの
500Mb/s	協定事業者網接続回線について、500.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの
600Mb/s	協定事業者網接続回線について、600.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの
700Mb/s	協定事業者網接続回線について、700.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの
800Mb/s	協定事業者網接続回線について、800.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの
900Mb/s	協定事業者網接続回線について、900.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの
1Gb/s	協定事業者網接続回線について、1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なものの

備考

- 1 協定事業者網接続回線は、1のLAN型通信網契約者回線群につき1の回線を設置することができます。
- 2 契約者は、協定事業者網接続回線の品目について、伝送速度が低いものから高いものへの変更に係る請求を行うことはできません。

(才) 通信の態様による細目

細 目	内 容
-----	-----

タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	区域群（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県に係る都道府県の区域から構成されるもの、又は茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県に係る都道府県の区域から構成されるものをいいます。以下、同じとします。）内のみの通信が可能なもの

備考

- 1 通信の態様による細目は県間中継回線にあります。
- 2 通信の態様による細目は1のLAN型通信網契約ごとに、すべて同一のものとしていただきます。
- 3 タイプ2のものについては、1のLAN型通信網契約に係るすべての契約者回線の終端の場所が、1の区域群内に属するものであって、協定事業者網接続回線を利用しない場合に限り提供します。
- 4 契約者は、通信の態様による細目について、タイプ1とタイプ2の間の変更の請求を行うことはできません。

(力) 保守の態様による細目

細 目	内 容
グレード1	契約者回線が二重化されているもの
グレード2	グレード1以外のもの

備考

- 1 保守の態様による細目は契約者回線にあります。
- 2 契約者は、保守の態様による細目について、グレード1とグレード2の間の変更の請求を行うことはできません。

イ 当社は、第3種サービスのプラン2の利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目を定めます。

(ア) 契約者回線の品目

品 目	内 容
1 Mb/s	契約者回線について、1.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	契約者回線について、10.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	契約者回線について、100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	契約者回線について、1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Gb/s	契約者回線について、10.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

	<table border="1"> <tr> <td>100Gb/s</td><td>契約者回線について、100.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>400Gb/s</td><td>契約者回線について、400.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保守の態様については、プラン1のグレード2に準ずるものとします。 2 1Gb/s及び10Gb/sの品目において、次のいずれかの場合には、契約者からの請求により回線終端装置を設置しない場合があります。 <ol style="list-style-type: none"> (1) その契約者回線の終端の場所が収容LAN型通信網サービス取扱所内となるとき。 (2) その契約者が当社が別に定める者である等、当社の業務遂行上支障がないと当社が認めるとき。 3 100Gb/sの品目については、その契約者回線の終端の場所が収容LAN型通信網サービス取扱所内となる場合に限り提供します。また、回線終端装置は設置しません。 4 400Gb/sの品目に係る料金その他の提供条件については、別段の合意により定めます。 	100Gb/s	契約者回線について、100.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	400Gb/s	契約者回線について、400.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの						
100Gb/s	契約者回線について、100.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの										
400Gb/s	契約者回線について、400.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの										
(イ) 協定事業者網接続回線の品目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td><td>協定事業者網接続回線について、10.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>100Mb/s</td><td>協定事業者網接続回線について、100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>1Gb/s</td><td>協定事業者網接続回線について、1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>10Gb/s</td><td>協定事業者網接続回線について、10.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 協定事業者網接続回線は、1のLAN型通信網契約者回線群につき1の回線を設置することができます。</p>	品 目	内 容	10Mb/s	協定事業者網接続回線について、10.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	協定事業者網接続回線について、100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1Gb/s	協定事業者網接続回線について、1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	10Gb/s	協定事業者網接続回線について、10.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容										
10Mb/s	協定事業者網接続回線について、10.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの										
100Mb/s	協定事業者網接続回線について、100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの										
1Gb/s	協定事業者網接続回線について、1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの										
10Gb/s	協定事業者網接続回線について、10.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの										
(3) 利用料金の適用	<p>ア 第3種サービスのプラン1の利用料金は、次のとおり適用します。</p> <p>(ア) 契約者回線の部分の利用料金は、1の契約者回線ごとに適用します。</p> <p>(イ) 中継局設備の部分の利用料金は、1のLAN型通信網契約につき、そのLAN型通信網契約に係る契約者回線の終端の場所が属する当社が別に定める区域及び同一の当社が別に定める区域に属する契約者回線の符号伝送速度及び上限伝送速度の合計値が1.0Gbit/sまでごとに適用します。</p> <p>(ウ) 県内中継回線の部分の利用料金は、契約者回線の終端の場所が属する当社が別に定める区域が複数である場合又は契約者回線と相互接続点との間の通信を行う場合に適用</p>										

します。この場合において、県内中継回線の部分の利用料金は、1のLAN型通信網契約につき、そのLAN型通信網契約に係る契約者回線の終端の場所が属する当社が別に定める区域ごとに適用します

(工) 県間中継回線の部分の利用料金は、契約者回線の終端の場所が複数の都道府県の区域である場合又は契約者回線と相互接続点との間の通信を行う場合に適用します。この場合において、県間中継回線の部分の利用料金は、1のLAN型通信網契約につき、そのLAN型通信網契約に係る契約者回線の終端の場所が属する都道府県の区域ごとに適用します。

(才) 協定事業者網接続回線の部分の利用料金は、1の協定事業者網接続回線ごとに適用します。

イ 第3種サービスのプラン2の利用料金は、次のとおり適用します。

(ア) 契約者回線の部分の利用料金は、1の契約者回線ごとに適用します。

(イ) 協定事業者網接続回線の部分の利用料金は、1の協定事業者網接続回線ごとに適用します。

- (4) 基本契約期間内にLAN型通信網契約の解除等があった場合の料金の適用
- ア 第3種サービスには、臨時LAN型通信網契約に係るもの及び異経路によるものを除いて、基本契約期間があります。ただし、長期継続利用に係るものについては、(7)(長期継続利用に係る利用料金の適用)のクに規定する額の支払いを要することとなった場合は、イから工の規定は適用しません。
- イ 契約者は、基本契約期間内にLAN型通信網契約の解除があった場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する利用料金(2-1-1-2(加算料)、2-2-1-2(加算料)、2-3(付加機能利用料)及び2-4(端末設備に係るもの)を除きます。以下この欄において同じとします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
- ウ 契約者は、基本契約期間内に第3種サービスの区別の変更、第3種サービスの契約者回線、中継回線若しくは協定事業者網接続回線の品目等の変更、契約者回線の廃止若しくは移転、協定事業者網接続回線の廃止又はその他の契約内容の変更があった場合は、次表の変更前の料金から変更後の料金を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。

区分	変更前の料金	変更後の料金
プラン1における変更の場合	契約者回線、中継局設備、県内中継回線、県間中継回線及び協定事業者網接続回線それぞれの利用料金の額(長期継続利用に係るものについては、(7)のアに規定する減額後の額とします。)	契約者回線、中継局設備、県内中継回線、県間中継回線及び協定事業者網接続回線それぞれの利用料金の額(長期継続利用に係るものについては、(7)のアに規定する減額後の額とします。)

		す。)							
プラン2における変更の場合	基本料及び協定事業者網接続回線それぞれの利用料金の額（長期継続利用に係るものについては、(7)のアに規定する減額後の額とします。）	基本料及び協定事業者網接続回線それぞれの利用料金の額（長期継続利用に係るものについては、(7)のアに規定する減額後の額とします。）							
プラン1からプラン2への区別の変更の場合	契約者回線、中継局設備、県内中継回線及び県間中継回線を合算したもの並びに協定事業者網接続回線それぞれの利用料金の額（長期継続利用に係るものについては、(7)のアに規定する減額後の額とします。）	基本料及び協定事業者網接続回線それぞれの利用料金の額（長期継続利用に係るものについては、(7)のアに規定する減額後の額とします。）							
プラン2からプラン1への区別の変更の場合	基本料及び協定事業者網接続回線それぞれの利用料金の額（長期継続利用に係るものについては、(7)のアに規定する減額後の額とします。）	契約者回線、中継局設備、県内中継回線及び県間中継回線を合算したもの並びに協定事業者網接続回線それぞれの利用料金の額（長期継続利用に係るものについては、(7)のアに規定する減額後の額とします。）							
エ イ又はウの場合に、その契約者回線の設置場所において、第3種サービスの区別の変更、契約者回線の新設若しくは廃止、L A N型通信網契約の解除、協定事業者網接続回線の新設若しくは廃止又はその他契約内容の変更を同時にを行うときの残額の算定は、同時にを行う新設のプラン1に係るものについては契約者回線、中継局設備、県内中継回線、県間中継回線及び協定事業者網接続回線に係る利用料金を、プラン2に係るものについては基本料及び協定事業者網接続回線に係る利用料金をそれぞれ合算して行います。									
(5) L A N型通信網サービス取扱所内を終端とする契約者回線に係る利用料金の適用	その契約者回線の終端の場所が収容 L A N型通信網サービス取扱所内となる場合は、その利用料金（2－1－1－1（基本料）又は2－2－1－1（基本料））から次の額を減額して適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>保守の態様による細目</th> <th>利用料金の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1のもの</td> <td>グレード1のもの</td> <td>14,540円 (税込価格 15,994円)</td> </tr> </tbody> </table>			区分	保守の態様による細目	利用料金の減額（月額）	プラン1のもの	グレード1のもの	14,540円 (税込価格 15,994円)
区分	保守の態様による細目	利用料金の減額（月額）							
プラン1のもの	グレード1のもの	14,540円 (税込価格 15,994円)							

	グレード2のもの	7,740円 (税込価格 8,514円)
	プラン2のもの	7,740円 (税込価格 8,514円)

(6) 学校に限定した利用料金の割引の適用 当社は、料金表別表2に規定するところにより学校に限定した利用料金の割引を適用します。

(7) 長期継続利用に係る利用料金の適用 ア 当社は、次表に定める種類の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）が選択されているLAN型通信網契約については、その継続して利用する期間における利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2-1-1-2（加算料）、2-2-1-2（加算料）、2-3（付加機能利用料）及び2-4（端末設備に係るもの）を除きます。この場合において、この表の(6)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。

種類	継続して利用する期間	利用料金の減額（月額）
2年利用 【ねんねん割得】	2年間	(ア) 長期継続利用の適用が開始になった日から1年間 2（料金額）に規定する利用料金の額に0.04を乗じて得た額 (イ) 長期継続利用の適用が開始になった日から1年超え2年までの期間 2（料金額）に規定する利用料金の額に0.05を乗じて得た額
3年利用	3年間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.07を乗じて得た額
6年利用	6年間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.11を乗じて得た額

備考

1 3年利用及び6年利用の長期継続利用に係るLAN型通信網契約（プラン2に係るものに限ります。）については、この表に規定する期間の経過後においても、2（料金額）に規定する利用料金の額からそれぞれこの表に規定する額を減額して適用します。

2 前項の規定を適用しているLAN型通信網契約（プ

ラン2に係るものに限ります。)について、新たに長期継続利用の申出があった場合は、前項の取扱いを廃止します。

3 プラン1に係る契約者は、長期継続利用の新たな申出を行うことができません。

- イ 長期継続利用に係る利用料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（LAN型通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第3種サービスの提供を開始した日（協定事業者網接続回線については当社が別に定める協定事業者が提供を開始した日）から適用します。
- ウ 長期継続利用に係る利用料金の適用の対象となる期間（以下の欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、契約者回線の利用の一時中断及び第3種サービスの利用停止があった期間を含むものとします。
- エ 当社は、長期継続利用に係るLAN型通信網契約について、そのLAN型通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。
- オ 2年利用の長期継続利用に係るLAN型通信網契約については、アに規定する期間の経過後においても、長期継続利用を開始した日からの経過期間に応じて、2（料金額）に規定する利用料金の額から次表に規定する額を減額して適用します。

期間	利用料金の減額（月額）
2年を超える3年までの期間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.06を乗じて得た額
3年を超える4年までの期間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.07を乗じて得た額
4年を超える5年までの期間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.08を乗じて得た額
5年を超える6年までの期間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.09を乗じて得た額
6年を超える7年までの期間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.10を乗じて得た額
7年を超える場合	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.11を乗じて得た額

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、行うことができません。

ただし、プラン2に係るLAN型通信網契約について、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合は、この限りでありません。

キ カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の利用料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前に契約者回線の廃止によりその L A N 型通信網契約に係る利用料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、その減少後における L A N 型通信網契約に係る契約者回線の終端の場所の数（その場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に複数の終端がある場合においては、それらの終端に係る場所の数を 1 とします。以下ク及びコにおいて同じとします。）が、その減少前におけるその L A N 型通信網契約に係る契約者回線の終端の場所の数以上となる場合又は長期継続利用に係る L A N 型通信網契約の解除と同時にその契約に係る全ての契約者回線が他の L A N 型通信網契約（契約者が同一となるものに限ります。）に係る契約者回線として取り扱われることとなる場合は、この限りでありません。

区分	支払いをする額
(ア) 利用料金が減少した場合	残余の期間に対応する利用料金の差額（減少前の利用料金から減少後の利用料金を控除して得た額をいいます。）に 0.35 を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の利用料金に 0.35 を乗じて得た額

ケ L A N 型通信網契約者は、 L A N 型通信網契約（基本契約期間内であるものを除きます。）について、クの規定を適用しないこととする申出を行う場合には、次に規定する旧長期継続利用契約群及び新長期継続利用契約群を指定していただきます。

(ア) 旧長期継続利用契約群

その L A N 型通信網契約及びその L A N 型通信網契約者が指定する契約（現に長期継続利用に係る料金の適用を受けている L A N 型通信網契約又は専用サービス契約約款に規定する専用契約（他社料金設定回線に係るもの）を除きます。）により構成されるもの

(イ) 新長期継続利用契約群

① 及び②に規定する契約のうちその L A N 型通信網契約者が指定するものにより構成されるもの

① 旧長期継続利用契約群を構成する契約であって、新たに長期継続利用の適用の開始があるもの

② 旧長期継続利用契約群を構成する契約の解除と同時に契約の申込みがあり当社が承諾した L A N 型通信網契約又は専用契約（他社料金設定回線に係るもの）を除きます。）であって、契約の申込みと同時に長期継続利用に係る料金の適用を受けることとなるもの

コ 当社は、ケの申出が次のすべてに該当する場合には、クの規定を適用しません。

(ア) 新長期継続利用契約群を構成する契約に係る終端の場

	<p>所の数が、旧長期継続利用契約群を構成する契約に係る終端の場所の数以上となるとき。</p> <p>(イ) 新長期継続利用契約群を構成するすべての契約の長期継続利用期間が、旧長期継続利用契約群に係るすべての契約の長期継続利用期間の残余の期間（新長期継続利用契約群を構成する契約のうち、最初に長期継続利用の適用が開始となる契約に係る長期継続利用の適用を開始した日における残余の期間とします。）以上となるとき。</p> <p>(ウ) 旧長期継続利用契約群及び新長期継続利用契約群を構成するすべての契約に係る契約者が、クの申出を行った LAN型通信網契約者（そのLAN型通信網契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合する者（その契約者相互間の同意がある場合に限ります。）を含みます。）と同一であるとき。</p>
(8) 高額利用に係る利用料金の割引の適用	当社は、料金表別表1に規定するところにより、高額利用に係る利用料金の割引を適用します。
(9) サービスの品質（遅延時間SLA）に係る利用料金の適用	<p>ア 当社は第3種サービス（プラン1に係るもの（臨時LAN型通信網契約に係るものを除きます。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、当社が定める同一の都道府県の区域内の区間において測定した1の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復するのに要する時間（その第3種サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものいい、その測定方法は当社が定めるところによります。）の平均が10ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2-1-1-1（基本料）、2-1-2（中継局設備の部分）及び2-1-3（県内中継回線の部分）に限ります。この場合において、この表の(8)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.03を乗じた額を減額して適用します。</p> <p>イ 当社は第3種サービス（そのLAN型通信網契約（プラン1に係るものに限ります。以下この項において同じとします。）に係る通信が都道府県の区域をまたがる区間又は契約者回線と相互接続点との間で可能であるものに限ります。）について、当社が定める都道府県の区域をまたがる区間等における1の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復するのに要する時間（その第3種サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものいい、その測定方法は当社が定めるところによります。）の平均が35ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2-1-1-1（基本料）、2-1-2（中継局設備の部分）、2-1-3（県内中継回線の部分）、2-1-4（県間中継回線の部分）及び2-1-5（協定事業者網接続回線の部分）に限ります。この場合において、この表の(8)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.10を乗じた額を減額して適用します。</p>

ウ 当社はこの表のイの規定による減額が適用される場合は、この表のアの規定による減額を適用しません。

エ 当社は第3種サービス（プラン2に係るもの（臨時LAN型通信網契約に係るものを除きます。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、当社が定める同一の都道府県の区域内の区間又は当社が定める都道府県の区域をまたがる区間又は契約者回線と相互接続点との間における1の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復するのに要する時間（その第3種サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものをいい、その測定方法は当社が定めるところによります。）の平均が35ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2-2-1-1（基本料）及び2-2-2（協定事業者網接続回線の部分）に限ります。この場合において、この表の(8)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.10を乗じた額を減額して適用します。

(10) サービスの品質（稼働率SLA）に係る利用料金の適用

ア 当社は、第3種サービス（臨時LAN型通信網契約に係るものを除きます。以下、この欄において同じとします。）について、プラン1に係るもの又はプラン2に係るものそれぞれにおいて、イに規定する1の料金月における稼働率が99.99%を下回った場合は、その料金月の利用料金（臨時契約者回線に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2-1-1-2（加算料）、2-2-1-2（加算料）、2-3（付加機能利用料）及び2-4（端末設備に係るもの）を除きます。この場合において、この表の(8)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に次表に規定する減額率を乗じて得た額を減額して適用します。

稼 働 率	減額率
99.8%以上99.99%未満	1 %
98.0%以上99.8%未満	3 %
95.0%以上98.0%未満	10%
90.0%以上95.0%未満	20%
90.0%未満	100%

イ 1の料金月における稼働率は、次の算式により算出します。この場合、当社は、分単位で時間を測定することとします。

1 の料 金月に おける 稼働率 (%)	=	<p style="text-align: center;">第3種サービスに係る契約者回線が次の各号のいずれかに該当する時間（当社がそのことを知った時刻から起算した時間とします。）について、第3種サービスに係るすべての契約者回線におけるその料金月の総和</p> <hr/> <p style="text-align: center;">1 - 当社が第3種サービスに係る契約者回線の提供を開始した日から起算してその契約者回線を廃止した日までの日数のうちその料金月に係る日数を分数に換算した時間について、第3種サービスに係るすべての契約者回線におけるその料金月の総和</p>
		$\times 100$
(11) サービスの品質（故障回復時間SLA）に係る利用料金の適	ア	当社は以下の場合について、当社が知った時刻から起算して、10分以上その状態が連続したとき、第34条第2項第3号の表の1欄、2欄、3欄、4欄又は6欄の規定により支払いを要することとなる利用料金に代えて、イに規定する料金

用

(以下この欄において「S L A基準額」といいます。)からウに規定する料金(以下この欄において「S L A料金額」といいます。)を減額した額を適用します。

(ア) 第3種サービス(プラン1に係るもの(臨時L A N型通信網契約に係るものを除きます。)に限ります。)について、その第3種サービスに係るL A N型通信網契約者の責めによらない理由により、その契約者回線又は付加機能(臨時付加機能を除きます。以下この欄において同じとします。)を全く利用できない状態(その契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合(第34条(利用料金の支払義務)第2項第3号の表の1欄(当社が提供する端末設備に起因し全く利用できない状態となった場合を除きます。)若しくは6欄(第29条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に、当社がその第3種サービスの利用の中止をあらかじめそのL A N型通信網契約者に通知した場合を除きます。)に規定する場合に限ります。)、中継局設備に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態が生じた場合(第34条第2項第3号の表の2欄(当社が提供する端末設備に起因し全く利用できない状態となった場合を除きます。)若しくは6欄(第29条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に、当社がその第3種サービスの利用の中止をあらかじめそのL A N型通信網契約者に通知した場合を除きます。)に規定する場合に限ります。)、中継回線に係る全ての契約者回線とそのL A N型通信網契約に係る他の契約者回線との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合(第34条(利用料金の支払義務)第2項第3号の表の3欄(当社が提供する端末設備に起因し全く利用できない状態となった場合を除きます。)若しくは6欄(第29条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に、当社がその第3種サービスの利用の中止をあらかじめそのL A N型通信網契約者に通知した場合を除きます。)に規定する場合に限ります。)に規定する場合に限ります。)又は協定事業者網接続回線に係る全ての契約者回線とそのL A N型通信網契約に係る相互接続点との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合(第34条(利用料金の支払義務)第2項第3号の表の4欄(当社が提供する端末設備に起因し全く利用できない状態となった場合を除きます。)若しくは6欄(第29条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に、当社がその第3種サービスの利用の中止をあらかじめそのL A N型通信網契約者に通知した場合を除きます。)に規定する場合に限ります。)

(イ) 第3種サービス(プラン2に係るもの(臨時L A N型通信網契約に係るものを除きます。)に限ります。)について、その第3種サービスに係るL A N型通信網契約者の責めによらない理由により、その契約者回線又は付加機能(臨時付加機能を除きます。以下この欄において同じとします。)を全く利用できない状態(その契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程

度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。) が生じた場合 (第34条 (利用料金の支払義務) 第2項第3号の表の1欄若しくは6欄 (第29条 (利用中止) 第1項の規定に該当する場合に、当社がその第3種サービスの利用の中止をあらかじめそのLAN型通信網契約者に通知した場合を除きます。) に規定する場合に限ります。) 又は協定事業者網接続回線に係る全ての契約者回線とそのLAN型通信網契約に係る相互接続点との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合 (第34条 (利用料金の支払義務) 第2項第3号の表の4欄若しくは6欄 (第29条 (利用中止) 第1項の規定に該当する場合に、当社がその第3種サービスの利用の中止をあらかじめそのLAN型通信網契約者に通知した場合を除きます。) に規定する場合に限ります。)

イ SLA基準額は、次表に定める料金とします。

区分		SLA基準額
プラン1に係るものの	1 その契約者回線又は付加機能を全く利用できない状態が生じた場合	その契約者回線又は付加機能を全く利用できない状態が回復した時点における料金月のその契約者回線又は付加機能に係る利用料金 (この表の(8)欄までの適用による場合は適用した後の利用料金とします。この場合において、料金表通則2 (料金の計算方法等) の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2及び3 (料金の計算方法等) の規定に基づき算出した額とします。以下(1)欄において同じとします。)
	2 その中継局設備に係る全ての契約者回線の通信が全く利用できない状態が生じた場合	その中継局設備に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態が回復した時点における料金月のそのLAN型通信網契約に係る中継局設備の利用料金
	3 その中継回線について、LAN型通信網契約におけるその中継回線に係る全ての契約者回線とそのLAN型通信網契約に係る他の契約者回線との間の通信が全く利用できない状態が回復した時点における料金月のそのLAN型通信網契約に係る中継回線の利用料金	その中継回線について、そのLAN型通信網通信契約におけるその中継回線に係る全ての契約者回線とそのLAN型通信網契約に係る他の契約者回線との間の通信が全く利用できない状態が回復した時点における料金月のそのLAN型通信網契約に係る中継回線の利用料金

		ない状態が生じた場合	
		4 その協定事業者網接続回線について、L A N型通信網契約におけるその協定事業者網接続回線に係る全ての契約者回線とそのL A N型通信網契約に係る相互接続点との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合	その協定事業者網接続回線について、そのL A N型通信網通信契約におけるその協定事業者網接続回線に係る全ての契約者回線とそのL A N型通信網契約に係る相互接続点との間の通信が全く利用できない状態が回復した時点における料金月のそのL A N型通信網契約に係る協定事業者網接続回線の利用料金
プラン2に係るものの	5 その契約者回線又は付加機能を全く利用できない状態が生じた場合	その契約者回線又は付加機能を全く利用できない状態が回復した時点における料金月のその契約者回線又は付加機能に係る利用料金（この表の(8)欄までの適用による場合は適用した後の利用料金とします。）	
	6 その協定事業者網接続回線について、L A N型通信網契約におけるその協定事業者網接続回線に係る全ての契約者回線とそのL A N型通信網契約に係る相互接続点との間の通信が全く利用できない状態が生じた場合	その協定事業者網接続回線について、そのL A N型通信網通信契約におけるその協定事業者網接続回線に係る全ての契約者回線とそのL A N型通信網契約に係る相互接続点との間の通信が全く利用できない状態が回復した時点における料金月のそのL A N型通信網契約に係る協定事業者網接続回線の利用料金	
<p>ウ S L A料金額は、S L A基準額に次表に規定するS L A減額率を乗じて得た額とします。</p> <p>ただし、1の料金月におけるS L A料金額（その料金月において、この表の(9)欄又は(10)欄の規定による減額が適用される場合は、その減額される額を合算した額とします。以下の欄において同じとします。）は、(ア)又は(イ)に規定する料金額を上限として適用します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合 　　その料金月の利用料金 (イ) その料金月が第3種サービスの提供を開始した料金月</p>			

であって、料金月の初日以外の日にその第3種サービスの提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月の利用料金の合計額

アに規定する状態が連續した時間(故障回復時間)	S L A 減額率		
	2-1-1 (契約者回線の部分) の利用料金		左記以外の部分の利用料金
	グレード1のもの	グレード2のもの	
10分以上30分未満	30%	—	—
30分以上1時間未満	30%	3%	3%
1時間以上2時間未満	40%	10%	10%
2時間以上4時間未満	50%	20%	20%
4時間以上6時間未満	60%	30%	30%
6時間以上8時間未満	70%	40%	40%
8時間以上48時間未満	80%	50%	50%
48時間以上	100%	100%	100%

エ ア、イ及びウの規定により算出したS L A料金額が第34条第2項第3号の表の1欄、2欄、3欄、4欄又は6欄の規定により支払いを要しない料金として算出した額及びこの表の(9)欄又は(10)欄の規定による減額が適用される場合のその減額される額を合算した額に満たない場合には、ア、イ及びウの規定にかかわらず、第34条第2項第3号の定めるところによります。

- (12) 契約者回線の終端がL A N型通信網サービス区域外にある場合の加算料の適用
契約者回線の終端がその収容L A N型通信網サービス取扱所が所在するL A N型通信網サービス区域外となる場合（異経路となる場合を除きます。）の加算料は、契約者回線のうち、その収容L A N型通信網サービス取扱所が所在するL A N型通信網サービス区域を超える地点から引込柱（契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について適用します。
- (13) 異経路による契約者回線の料金の適用
契約者回線（臨時L A N型通信網契約に係るものを除きます。以下、この欄において同じとします。）が異経路となる場合の加算料は契約者回線のうち、次の部分について適用します。
ア 契約者回線がその収容L A N型通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合
その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域）を超える地点から引込柱までの線路
イ ア以外の場合
その収容L A N型通信網サービス取扱所が所在するL A N

	型通信網サービス区域（その L A N型通信網サービス区域に収容区域が定められているときは、その収容 L A N型通信網サービス取扱所が所在する収容区域）を超える地点から引込柱までの線路について適用します。
(14) 復旧等に伴い 収容 L A N型通信網サービス取扱所を変更した場合の利用料金の適用	第43条（修理又は復旧の順位）注書きの規定により、故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその収容 L A N型通信網サービス取扱所を変更した場合の利用料金は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前の収容 L A N型通信網サービス取扱所において修理又は復旧したものとみなして適用します。

2 料金額

2-1 プラン1に係る利用料金

2-1-1 契約者回線の部分

2-1-1-1 基本料

契約者回線1回線ごとに

区分		料金額	
		臨時 L A N型通信網契約以外のもの (月額)	臨時 L A N型通信網契約のもの (日額)
1 Mb/s	グレード1のもの	30,000円 (税込価格 33,000円)	3,000円 (税込価格 3,300円)
	グレード2のもの	15,000円 (税込価格 16,500円)	1,500円 (税込価格 1,650円)
10Mb/s	グレード1のもの	38,000円 (税込価格 41,800円)	3,800円 (税込価格 4,180円)
	グレード2のもの	23,000円 (税込価格 25,300円)	2,300円 (税込価格 2,530円)
100Mb/s	グレード1のもの	60,000円 (税込価格 66,000円)	6,000円 (税込価格 6,600円)
	グレード2のもの	40,000円 (税込価格 44,000円)	4,000円 (税込価格 4,400円)
1 Gb/s	グレード1のもの	250,000円 (税込価格 275,000円)	25,000円 (税込価格 27,500円)
	グレード2のもの	215,000円 (税込価格 236,500円)	21,500円 (税込価格 23,650円)

備考 契約者は、契約者回線について、当社が別に定める符号伝送速度を指定することができます。

2-1-1-2 加算料

(1) 契約者回線の終端が L A N型通信網サービス区域外となる場合 ((2) に該当する場合を除きます。)

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

料金種別	料 金 領	
	臨時 L A N型通信網契約以外のもの (月額)	臨時 L A N型通信網契約のもの (日額)
区域外線路	その契約者回線を64kb/s又は128kb/sの品目以外の高速ディジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の基本回線専用料の加算額（専用回線の終端が電話加入区域外となる場合の加算額に限ります。）	左欄の料金額の10分の1

備考 契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定める地域とします。

(2) その契約者回線が異経路によるものである場合

異経路となる契約者回線 1回線ごとに月額

料金種別	料 金 領
異経路の線路	別に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する L A N型通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

(3) 回線終端装置の部分

契約者回線 1回線ごとに

区 分		料 金 領	
		臨時 L A N型通信網契約 以外のもの (月額)	臨時 L A N型通信網契約 のもの (日額)
I型	下記以外 のもの	グレード 1 のもの	2,000円 (税込価格 2,200円)
		グレード 2 のもの	1,000円 (税込価格 1,100円)
	1 Gb/sの もの	グレード 1 のもの	10,000円 (税込価格 11,000円)
		グレード 2 のもの	5,000円 (税込価格 5,500円)
II型	下記以外 のもの	グレード 1 のもの	2,000円 (税込価格 2,200円)
		グレード 2 のもの	—

1 Gb/sの もの	グレード 1 のもの	10,000円 (税込価格 11,000円)	1,000円 (税込価格 1,100円)
	グレード 2 のもの	—	—

備考 I型はグレード1の場合に端末側インターフェースが2個口となるもの、II型はそれ以外のものをいいます。

2-1-2 中継局設備の部分

1 中継設備ごとに

料金種別	料 金 額	
	臨時 LAN型通信網契約以 外のもの (月額)	臨時 LAN型通信網契約の もの (日額)
中継局設備の部分	100,000円 (税込価格 110,000円)	10,000円 (税込価格 11,000円)

2-1-3 県内中継回線の部分

県内中継回線1回線ごとに

区 分	料 金 額	
	臨時 LAN型通信網契約以 外のもの (月額)	臨時 LAN型通信網契約の もの (日額)
10Mb/s	80,000円 (税込価格 88,000円)	8,000円 (税込価格 8,800円)
100Mb/s	120,000円 (税込価格 132,000円)	12,000円 (税込価格 13,200円)
200Mb/s	240,000円 (税込価格 264,000円)	24,000円 (税込価格 26,400円)
300Mb/s	360,000円 (税込価格 396,000円)	36,000円 (税込価格 39,600円)
400Mb/s	480,000円 (税込価格 528,000円)	48,000円 (税込価格 52,800円)
500Mb/s	600,000円 (税込価格 660,000円)	60,000円 (税込価格 66,000円)
600Mb/s	720,000円 (税込価格 792,000円)	72,000円 (税込価格 79,200円)
700Mb/s	840,000円 (税込価格 924,000円)	84,000円 (税込価格 92,400円)
800Mb/s	960,000円 (税込価格 1,056,000円)	96,000円 (税込価格 105,600円)

900Mb/s	1,080,000円 (税込価格 1,188,000円)	108,000円 (税込価格 118,800円)
1Gb/s	1,200,000円 (税込価格 1,320,000円)	120,000円 (税込価格 132,000円)

備考 契約者は、県内中継回線について、当社が別に定める符号伝送速度を指定することができます。

2-1-4 県間中継回線の部分

県間中継回線1回線ごとに

区分		料金額	
		臨時LAN型通信網契約以外のもの (月額)	臨時LAN型通信網契約のもの (日額)
0.5Mb/s	タイプ1のもの	22,000円 (税込価格 24,200円)	2,200円 (税込価格 2,420円)
	タイプ2のもの	18,000円 (税込価格 19,800円)	1,800円 (税込価格 1,980円)
1Mb/s	タイプ1のもの	30,000円 (税込価格 33,000円)	3,000円 (税込価格 3,300円)
	タイプ2のもの	28,000円 (税込価格 30,800円)	2,800円 (税込価格 3,080円)
2Mb/s	タイプ1のもの	42,000円 (税込価格 46,200円)	4,200円 (税込価格 4,620円)
	タイプ2のもの	31,000円 (税込価格 34,100円)	3,100円 (税込価格 3,410円)
3Mb/s	タイプ1のもの	47,000円 (税込価格 51,700円)	4,700円 (税込価格 5,170円)
	タイプ2のもの	32,000円 (税込価格 35,200円)	3,200円 (税込価格 3,520円)
4Mb/s	タイプ1のもの	52,000円 (税込価格 57,200円)	5,200円 (税込価格 5,720円)
	タイプ2のもの	33,000円 (税込価格 36,300円)	3,300円 (税込価格 3,630円)
5Mb/s	タイプ1のもの	57,000円 (税込価格 62,700円)	5,700円 (税込価格 6,270円)
	タイプ2のもの	34,000円 (税込価格 37,400円)	3,400円 (税込価格 3,740円)
6Mb/s	タイプ1のもの	63,000円 (税込価格 69,300円)	6,300円 (税込価格 6,930円)
	タイプ2のもの	36,000円 (税込価格 39,600円)	3,600円 (税込価格 3,960円)

7Mb/s	タイプ1の もの	69,000円 (税込価格 75,900円)	6,900円 (税込価格 7,590円)
	タイプ2の もの	37,000円 (税込価格 40,700円)	3,700円 (税込価格 4,070円)
8Mb/s	タイプ1の もの	76,000円 (税込価格 83,600円)	7,600円 (税込価格 8,360円)
	タイプ2の もの	38,000円 (税込価格 41,800円)	3,800円 (税込価格 4,180円)
9Mb/s	タイプ1の もの	80,000円 (税込価格 88,000円)	8,000円 (税込価格 8,800円)
	タイプ2の もの	39,000円 (税込価格 42,900円)	3,900円 (税込価格 4,290円)
10Mb/s	タイプ1の もの	120,000円 (税込価格 132,000円)	12,000円 (税込価格 13,200円)
	タイプ2の もの	40,000円 (税込価格 44,000円)	4,000円 (税込価格 4,400円)
20Mb/s	タイプ1の もの	200,000円 (税込価格 220,000円)	20,000円 (税込価格 22,000円)
	タイプ2の もの	70,000円 (税込価格 77,000円)	7,000円 (税込価格 7,700円)
30Mb/s	タイプ1の もの	300,000円 (税込価格 330,000円)	30,000円 (税込価格 33,000円)
	タイプ2の もの	80,000円 (税込価格 88,000円)	8,000円 (税込価格 8,800円)
40Mb/s	タイプ1の もの	400,000円 (税込価格 440,000円)	40,000円 (税込価格 44,000円)
	タイプ2の もの	90,000円 (税込価格 99,000円)	9,000円 (税込価格 9,900円)
50Mb/s	タイプ1の もの	500,000円 (税込価格 550,000円)	50,000円 (税込価格 55,000円)
	タイプ2の もの	100,000円 (税込価格 110,000円)	10,000円 (税込価格 11,000円)
60Mb/s	タイプ1の もの	520,000円 (税込価格 572,000円)	52,000円 (税込価格 57,200円)
	タイプ2の もの	110,000円 (税込価格 121,000円)	11,000円 (税込価格 12,100円)
70Mb/s	タイプ1の もの	540,000円 (税込価格 594,000円)	54,000円 (税込価格 59,400円)
	タイプ2の もの	120,000円 (税込価格 132,000円)	12,000円 (税込価格 13,200円)

80Mb/s	タイプ1のもの	560,000円 (税込価格 616,000円)	56,000円 (税込価格 61,600円)
	タイプ2のもの	140,000円 (税込価格 154,000円)	14,000円 (税込価格 15,400円)
90Mb/s	タイプ1のもの	580,000円 (税込価格 638,000円)	58,000円 (税込価格 63,800円)
	タイプ2のもの	160,000円 (税込価格 176,000円)	16,000円 (税込価格 17,600円)
100Mb/s	タイプ1のもの	600,000円 (税込価格 660,000円)	60,000円 (税込価格 66,000円)
	タイプ2のもの	180,000円 (税込価格 198,000円)	18,000円 (税込価格 19,800円)
200Mb/s	タイプ1のもの	900,000円 (税込価格 990,000円)	90,000円 (税込価格 99,000円)
	タイプ2のもの	200,000円 (税込価格 220,000円)	20,000円 (税込価格 22,000円)
300Mb/s	タイプ1のもの	1,300,000円 (税込価格 1,430,000円)	130,000円 (税込価格 143,000円)
	タイプ2のもの	300,000円 (税込価格 330,000円)	30,000円 (税込価格 33,000円)
400Mb/s	タイプ1のもの	1,700,000円 (税込価格 1,870,000円)	170,000円 (税込価格 187,000円)
	タイプ2のもの	400,000円 (税込価格 440,000円)	40,000円 (税込価格 44,000円)
500Mb/s	タイプ1のもの	2,100,000円 (税込価格 2,310,000円)	210,000円 (税込価格 231,000円)
	タイプ2のもの	500,000円 (税込価格 550,000円)	50,000円 (税込価格 55,000円)
600Mb/s	タイプ1のもの	2,180,000円 (税込価格 2,398,000円)	218,000円 (税込価格 239,800円)
	タイプ2のもの	600,000円 (税込価格 660,000円)	60,000円 (税込価格 66,000円)
700Mb/s	タイプ1のもの	2,260,000円 (税込価格 2,486,000円)	226,000円 (税込価格 248,600円)
	タイプ2のもの	700,000円 (税込価格 770,000円)	70,000円 (税込価格 77,000円)
800Mb/s	タイプ1のもの	2,340,000円 (税込価格 2,574,000円)	234,000円 (税込価格 257,400円)
	タイプ2のもの	800,000円 (税込価格 880,000円)	80,000円 (税込価格 88,000円)

900Mb/s	タイプ1のもの	2,420,000円 (税込価格 2,662,000円)	242,000円 (税込価格 266,200円)
	タイプ2のもの	900,000円 (税込価格 990,000円)	90,000円 (税込価格 99,000円)
1Gb/s	タイプ1のもの	2,500,000円 (税込価格 2,750,000円)	250,000円 (税込価格 275,000円)
	タイプ2のもの	1,000,000円 (税込価格 1,100,000円)	100,000円 (税込価格 110,000円)

2－1－5 協定事業者網接続回線の部分

協定事業者接続回線1回線ごとに

区分	料金額	
	臨時LAN型通信網契約以外のもの (月額)	臨時LAN型通信網契約のもの (日額)
0.5Mb/s	20,000円 (税込価格 22,000円)	2,000円 (税込価格 2,200円)
1Mb/s	25,000円 (税込価格 27,500円)	2,500円 (税込価格 2,750円)
2Mb/s	30,000円 (税込価格 33,000円)	3,000円 (税込価格 3,300円)
3Mb/s	35,000円 (税込価格 38,500円)	3,500円 (税込価格 3,850円)
4Mb/s	40,000円 (税込価格 44,000円)	4,000円 (税込価格 4,400円)
5Mb/s	45,000円 (税込価格 49,500円)	4,500円 (税込価格 4,950円)
6Mb/s	46,000円 (税込価格 50,600円)	4,600円 (税込価格 5,060円)
7Mb/s	47,000円 (税込価格 51,700円)	4,700円 (税込価格 5,170円)
8Mb/s	48,000円 (税込価格 52,800円)	4,800円 (税込価格 5,280円)
9Mb/s	50,000円 (税込価格 55,000円)	5,000円 (税込価格 5,500円)
10Mb/s	80,000円 (税込価格 88,000円)	8,000円 (税込価格 8,800円)
20Mb/s	100,000円 (税込価格 110,000円)	10,000円 (税込価格 11,000円)
30Mb/s	200,000円 (税込価格 220,000円)	20,000円 (税込価格 22,000円)

40Mb/s	300,000円 (税込価格 330,000円)	30,000円 (税込価格 33,000円)
50Mb/s	400,000円 (税込価格 440,000円)	40,000円 (税込価格 44,000円)
60Mb/s	420,000円 (税込価格 462,000円)	42,000円 (税込価格 46,200円)
70Mb/s	440,000円 (税込価格 484,000円)	44,000円 (税込価格 48,400円)
80Mb/s	460,000円 (税込価格 506,000円)	46,000円 (税込価格 50,600円)
90Mb/s	480,000円 (税込価格 528,000円)	48,000円 (税込価格 52,800円)
100Mb/s	500,000円 (税込価格 550,000円)	50,000円 (税込価格 55,000円)
200Mb/s	600,000円 (税込価格 660,000円)	60,000円 (税込価格 66,000円)
300Mb/s	700,000円 (税込価格 770,000円)	70,000円 (税込価格 77,000円)
400Mb/s	800,000円 (税込価格 880,000円)	80,000円 (税込価格 88,000円)
500Mb/s	900,000円 (税込価格 990,000円)	90,000円 (税込価格 99,000円)
600Mb/s	920,000円 (税込価格 1,012,000円)	92,000円 (税込価格 101,200円)
700Mb/s	940,000円 (税込価格 1,034,000円)	94,000円 (税込価格 103,400円)
800Mb/s	960,000円 (税込価格 1,056,000円)	96,000円 (税込価格 105,600円)
900Mb/s	980,000円 (税込価格 1,078,000円)	98,000円 (税込価格 107,800円)
1Gb/s	1,000,000円 (税込価格 1,100,000円)	100,000円 (税込価格 110,000円)

2-2 プラン2に係る利用料金

2-2-1 契約者回線に係る部分

2-2-1-1 基本料

契約者回線1回線ごとに

区分	料金額	
	臨時LAN型通信網契約以外のもの (月額)	臨時LAN型通信網契約のもの (日額)
1 Mb/s	160,000円 (税込価格 176,000円)	16,000円 (税込価格 17,600円)
10Mb/s	160,000円 (税込価格 176,000円)	16,000円 (税込価格 17,600円)
100Mb/s	300,000円 (税込価格 330,000円)	30,000円 (税込価格 33,000円)
1 Gb/s	1,200,000円 (税込価格 1,320,000円)	120,000円 (税込価格 132,000円)
10Gb/s	5,700,000円 (税込価格 6,270,000円)	570,000円 (税込価格 627,000円)
100Gb/s	11,100,000円 (税込価格 12,210,000円)	1,110,000円 (税込価格 1,221,000円)

2-2-1-2 加算料

(1) 契約者回線の終端がLAN型通信網サービス区域外となる場合 ((2)に該当する場合を除きます。)

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

料金種別	料金額	
	臨時LAN型通信網契約以外のもの (月額)	臨時LAN型通信網契約のもの (日額)
区域外線路	その契約者回線を64kb/s又は128kb/sの品目以外の高速ディジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の基本回線専用料の加算額（専用回線の終端が電話加入区域外となる場合の加算額に限ります。）	左欄の料金額の10分の1

備考 契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定める地域とします。

(2) その契約者回線が異経路によるものである場合
異経路となる契約者回線1回線ごとに月額

料金種別	料 金 領
異経路の線路	別に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する L A N 型通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

(3) 回線終端装置の部分

契約者回線1回線ごとに

区 分	料 金 領	
	臨時 L A N 型通信網契約以外のもの (月額)	臨時 L A N 型通信網契約のもの (日額)
回線終端装置	下記以外のもの 1,000円 (税込価格 1,100円)	100円 (税込価格 110円)
	10Gb/s の品目に係るもの 5,000円 (税込価格 5,500円)	500円 (税込価格 550円)

2-2-2 協定事業者網接続回線の部分

協定事業者網接続回線1回線ごとに

区 分	料 金 領	
	臨時 L A N 型通信網契約以外のもの (月額)	臨時 L A N 型通信網契約のもの (日額)
10Mb/s	80,000円 (税込価格 88,000円)	8,000円 (税込価格 8,800円)
100Mb/s	400,000円 (税込価格 440,000円)	40,000円 (税込価格 44,000円)
1 Gb/s	600,000円 (税込価格 660,000円)	60,000円 (税込価格 66,000円)
10Gb/s	4,000,000円 (税込価格 4,400,000円)	400,000円 (税込価格 440,000円)

2-3 付加機能利用料

区分		単位	料金額	
			臨時 LAN型通信網契約以外のもの (月額)	臨時 LAN型通信網契約のもの (日額)
サブグループ設定機能	1つの LAN型通信網契約者回線群（プラン 1 に係るものに限ります。）において契約者が指定する契約者回線からなるグループ（以下「サブグループ」といいます。）内の契約者回線相互間及び契約者回線と相互接続点の間の通信のみを許容する機能	1を超える1のサブグループごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	100円 (税込価格 110円)
備考	1 当社は、契約者がその LAN型通信網契約に係る全ての契約者回線においてこの機能を利用する場合に限り、この機能を提供します。 2 契約者が 1 の LAN型通信網契約において設定できるサブグループの数は、当社が別に定める数までとします。 3 契約者が設定できるサブグループの数は、契約者回線ごとに当社が別に定める数までとします。 4 契約者は、設定するサブグループの符号伝送速度について、契約者回線、中継回線及び協定事業者網接続回線ごとに当社が別に定めるところにより、あらかじめ指定していただきます。 5 契約者が設定できるサブグループの符号伝送速度の合計値は、その契約者回線、中継回線及び協定事業者網接続回線ごとにそれぞれの品目に関する伝送速度までとします。			
優先制御機能	この機能を利用する契約者回線から行う通信（プラン 2 に係るものについては相互接続点を介した通信を除きます。）について、契約者が付与した優先制御識別子を LAN型通信網において認識し、その優先順位に従って伝送交換する機能	プラン 1 に係るもの	1 の契約者回線ごとに	5,000円 (税込価格 5,500円)
		プラン 2 に係るもの	1 の契約者回線ごとに	5,000円 (税込価格 5,500円)
備考	当社は第44条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。			

ファイルターリング設定機能	<p>当社が指定する識別番号帯に属する識別番号を契約者(プラン1に係るものに限ります。)が付与して行う通信について、当社がその通信を許容する又は許容しない機能</p>	ア その識別番号帯に属する識別番号であって、当社が契約者回線ごとにあらかじめ指定したものが付与された通信のみを許容するもの	1の識別番号ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)	200円 (税込価格 220円)
		イ その識別番号帯に属する識別番号が付与された通信を許容しないもの	—	—	—
備考	<p>1 当社が識別番号をあらかじめ指定する場合においては、その識別番号数は、1の契約者回線につき1とします。</p> <p>2 当社は、第44条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>				
VPNグループ設定機能	1のL A N型通信網契約者回線群(プラン2に係るものに限ります。)において契約者が指定する契約者回線からなるグループ(以下「VPNグループ」といいます。)内の契約者回線相互間及び契約者回線と相互接続点の間の通信のみを許容する機能	—	—	—	—
備考	<p>1 当社は、契約者がそのL A N型通信網契約に係る全ての契約者回線においてこの機能を利用する場合に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 契約者が1の契約者回線において設定できるVPNグループの数は、当社が別に定める数までとします。</p> <p>3 契約者は、設定するVPNグループの符号伝送速度については指定することはできません。</p>				
リンクアグリゲーション機能	1のL A N型通信網契約者回線群(プラン2に係るものに限ります。)において、契約者があらかじめ指定する契約者回線(同一の設置場所において提供しているものであって、同一の品目(100Mb/s、1Gb/s又は10Gb/sの品目に限ります。)のものに限ります。)からなるグループ(以下「代替契約者回線グループ」といいます。)内の契約者回線について、1の論理的な契約者回線とみなして通信を行うことができる機能	—	—	—	—

備考	<ol style="list-style-type: none">1 論理的な契約者回線が符号伝送可能な速度は、代替契約者回線グループ内の契約者回線の符号伝送可能な速度を合算した速度とします。2 代替契約者回線グループにおいて、一部の契約者回線が全く利用できない状態となった場合は、その代替契約者回線グループ内の他の契約者回線において通信を行うことができます。なお、その場合の論理的な契約者回線の符号伝送可能な速度については、全ての契約者回線の符号伝送可能な速度を合算した速度から、全く利用できない状態となった契約者回線に係る符号伝送可能な速度を控除した速度とします。3 1の契約者回線ごとに提供するこの機能の数は1までとします。4 代替契約者回線グループの契約者回線の数は8までとします。5 代替契約者回線グループの契約者回線については、その代替契約者回線グループの全ての契約者回線に優先制御機能が提供されている場合又は全ての契約者回線に優先制御機能が提供されていない場合に限り、契約者が指定することができます。6 V P N グループ設定機能を提供している場合に指定することができる契約者回線は、同一のV P N グループに所属する契約者回線に限ります。
----	---

2-4 端末設備に係るもの

プラン1に係る当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料

1装置ごとに

回線接続装置	区分	料金額	
		臨時LAN型通信網契約以外のもの (月額)	臨時LAN型通信網契約のもの (日額)
	I型	7,000円 (税込価格 7,700円)	700円 (税込価格 770円)
	II型	10,000円 (税込価格 11,000円)	1,000円 (税込価格 1,100円)
	III型	20,000円 (税込価格 22,000円)	2,000円 (税込価格 2,200円)

備考

- I型、II型及びIII型の区分は、それぞれ当社が別に定めるものによります。
- 契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して接続される自営端末設備若しくは自営電気通信設備の態様等を勘案して、I型からIII型のいずれかを当社が指定する場合があります。
- 回線接続装置は、1の契約者回線につき1装置を提供します。
ただし、契約者回線における保守の態様による細目がグレード1の場合は、1の契約者回線につき2装置まで提供します。

第4 第4種サービスに関するもの
1 適用

区 分	内 容																																
(1) LAN型通信網サービス区域の設定	当社は、行政区間、その地域の社会的経済的諸条件、第4種サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第4種サービスに係るLAN型通信網サービス区域を設定します。																																
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、第4種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目を定めます。</p> <p>ア 契約者回線の品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100Mb/s</td><td>契約者回線について、100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>1 Gb/s</td><td>契約者回線について、1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なものの</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 県内通信パスの品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5Mb/s</td><td>県内通信パスについて、0.5Mbit/sの符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>1 Mb/s</td><td>県内通信パスについて、1.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>2 Mb/s</td><td>県内通信パスについて、2.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>3 Mb/s</td><td>県内通信パスについて、3.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>4 Mb/s</td><td>県内通信パスについて、4.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>5 Mb/s</td><td>県内通信パスについて、5.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>6 Mb/s</td><td>県内通信パスについて、6.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>7 Mb/s</td><td>県内通信パスについて、7.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>8 Mb/s</td><td>県内通信パスについて、8.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>9 Mb/s</td><td>県内通信パスについて、9.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>10Mb/s</td><td>県内通信パスについて、10.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>20Mb/s</td><td>県内通信パスについて、20.0Mbit/sの符号伝</td></tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	100Mb/s	契約者回線について、100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの	1 Gb/s	契約者回線について、1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なものの	品 目	内 容	0.5Mb/s	県内通信パスについて、0.5Mbit/sの符号伝送が可能なものの	1 Mb/s	県内通信パスについて、1.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	2 Mb/s	県内通信パスについて、2.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	3 Mb/s	県内通信パスについて、3.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	4 Mb/s	県内通信パスについて、4.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	5 Mb/s	県内通信パスについて、5.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	6 Mb/s	県内通信パスについて、6.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	7 Mb/s	県内通信パスについて、7.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	8 Mb/s	県内通信パスについて、8.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	9 Mb/s	県内通信パスについて、9.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	10Mb/s	県内通信パスについて、10.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	20Mb/s	県内通信パスについて、20.0Mbit/sの符号伝
品 目	内 容																																
100Mb/s	契約者回線について、100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なものの																																
1 Gb/s	契約者回線について、1.0Gbit/sまでの符号伝送が可能なものの																																
品 目	内 容																																
0.5Mb/s	県内通信パスについて、0.5Mbit/sの符号伝送が可能なものの																																
1 Mb/s	県内通信パスについて、1.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの																																
2 Mb/s	県内通信パスについて、2.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの																																
3 Mb/s	県内通信パスについて、3.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの																																
4 Mb/s	県内通信パスについて、4.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの																																
5 Mb/s	県内通信パスについて、5.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの																																
6 Mb/s	県内通信パスについて、6.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの																																
7 Mb/s	県内通信パスについて、7.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの																																
8 Mb/s	県内通信パスについて、8.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの																																
9 Mb/s	県内通信パスについて、9.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの																																
10Mb/s	県内通信パスについて、10.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの																																
20Mb/s	県内通信パスについて、20.0Mbit/sの符号伝																																

	送が可能なもの
30Mb/s	県内通信パスについて、30.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	県内通信パスについて、40.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	県内通信パスについて、50.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	県内通信パスについて、60.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	県内通信パスについて、70.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	県内通信パスについて、80.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	県内通信パスについて、90.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	県内通信パスについて、100.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	県内通信パスについて、200.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	県内通信パスについて、300.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	県内通信パスについて、400.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	県内通信パスについて、500.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	県内通信パスについて、600.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	県内通信パスについて、700.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	県内通信パスについて、800.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	県内通信パスについて、900.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Gb/s	県内通信パスについて、1.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの

ウ 県間通信パスの品目

品 目	内 容
0.5Mb/s	県間通信パスについて、0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの

	1 Mb/s	県間通信パスについて、1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	2 Mb/s	県間通信パスについて、2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	3 Mb/s	県間通信パスについて、3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	4 Mb/s	県間通信パスについて、4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	5 Mb/s	県間通信パスについて、5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	6 Mb/s	県間通信パスについて、6.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	7 Mb/s	県間通信パスについて、7.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	8 Mb/s	県間通信パスについて、8.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	9 Mb/s	県間通信パスについて、9.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	県間通信パスについて、10.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	県間通信パスについて、20.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	県間通信パスについて、30.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	40Mb/s	県間通信パスについて、40.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	県間通信パスについて、50.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	60Mb/s	県間通信パスについて、60.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	70Mb/s	県間通信パスについて、70.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	80Mb/s	県間通信パスについて、80.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	90Mb/s	県間通信パスについて、90.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	県間通信パスについて、100.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	200Mb/s	県間通信パスについて、200.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの

	300Mb/s	県間通信パスについて、300.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	
	400Mb/s	県間通信パスについて、400.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	
	500Mb/s	県間通信パスについて、500.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	
	600Mb/s	県間通信パスについて、600.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	
	700Mb/s	県間通信パスについて、700.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	
	800Mb/s	県間通信パスについて、800.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	
	900Mb/s	県間通信パスについて、900.0Mbit/sの符号伝送が可能なものの	
	1 Gb/s	県間通信パスについて、1.0Gbit/sの符号伝送が可能なものの	
(3) 利用料金の適用	<p>第4種サービスの利用料金は次のとおり適用します。</p> <p>ア 契約者回線の部分の利用料金は、1の契約者回線ごとに適用します。</p> <p>イ 県内通信パスの部分の利用料金は、その通信パスに係る契約者回線の終端の場所が同一の都道府県の区域に属する場合に適用します。</p> <p>ウ 県間通信パスの部分の利用料金は、その通信パスに係る契約者回線の終端の場所が複数の都道府県の区域に属する場合に適用します。</p>		
(4) 基本契約期間内にLAN型通信網契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第4種サービスには、臨時LAN型通信網契約に係るもの及び異経路によるものを除いて、基本契約期間があります。ただし、長期継続利用に係るものについて(5)(長期継続利用に係る利用料金の適用)のクに規定する額の支払いを要することになったとき及び遅延時間SLAの当社が定める基準値が変更された場合において、その変更に契約者が同意せず契約解除したときは、イから工の規定は適用しません。</p> <p>イ 契約者は、基本契約期間内にLAN型通信網契約の解除があった場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する利用料金(2-1-2(加算料)を除きます。以下この欄において同じとします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、基本契約期間内に第4種サービスの契約者回線の品目若しくは通信パスの品目の変更、契約者回線若しくは通信パスの廃止若しくは移転又はその他の契約内容の変更があった場合は、変更前の契約者回線及び通信パスそれぞれの利用料金の額(長期継続利用に係るものについては、(5)アに規定する減額後の額とします。)から、変更後の契約者回線</p>		

及び通信バスの利用料金のそれぞれの額（長期継続利用に係るものについては、(5)のアに規定する減額後の額とします。）を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。

エ イ又はウの場合に、その契約者回線の設置場所において、契約者回線若しくは通信バスの新設若しくは廃止、LAN型通信網契約の解除又はその他契約内容の変更を行なうときの残額の算定は、同時に行なう新設の契約者回線及び通信バスに係る利用料金をそれぞれ合算して行います。

(5) 長期継続利用に係る利用料金の適用

ア 当社は、LAN型通信網契約者からそのLAN型通信網契約について、次表に定める期間の継続利用（以下「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2-1-2（加算料））を除きます。この場合において、この表の(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表に規定する種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

種類	継続して利用する期間	利用料金の減額（月額）
2年利用 【ねんねん割得】	2年間	(ア) 長期継続利用の適用が開始になった日から1年間 2（料金額）に規定する利用料金の額に0.04を乗じて得た額 (イ) 長期継続利用の適用が開始になった日から1年超え2年までの期間 2（料金額）に規定する利用料金の額に0.05を乗じて得た額
3年利用	3年間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.07を乗じて得た額
6年利用	6年間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.11を乗じて得た額
備考		
1 3年利用及び6年利用の長期継続利用に係るLAN型通信網契約については、この表に規定する期間の経過後においても、2（料金額）に規定する利用料金の額からそれぞれこの表に規定する額を減額して適用します。		

2 前項の規定を適用している LAN型通信網契約について、新たに長期継続利用の申出があった場合は、前項の取扱いを廃止します。

- イ 長期継続利用に係る利用料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（LAN型通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第4種サービスの提供を開始した日）から適用します。
- ウ 長期継続利用に係る利用料金の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、契約者回線の利用の一時中断及び第4種サービスの利用停止があった期間を含むものとします。
- エ 当社は、長期継続利用に係る LAN型通信網契約について、その LAN型通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。
- オ 2年利用の長期継続利用に係る LAN型通信網契約については、アに規定する期間の経過後においても、長期継続利用を開始した日からの経過期間に応じて、2（料金額）に規定する利用料金の額から次表に規定する額を減額して適用します。

期間	利用料金の減額（月額）
2年を超え3年までの期間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.06を乗じて得た額
3年を超え4年までの期間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.07を乗じて得た額
4年を超え5年までの期間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.08を乗じて得た額
5年を超え6年までの期間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.09を乗じて得た額
6年を超え7年までの期間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.10を乗じて得た額
7年を超える場合	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.11を乗じて得た額

- カ 力 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。
- キ カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の利用料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。
- ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前に契約者回線若しくは通信バスの廃止によりその LAN型通信網契約に係る利用料金が減少した場合又は長期継続利用の

廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、その減少後における L A N 型通信網契約に係る契約者回線の終端の場所の数（その場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に複数の終端がある場合においては、それらの終端に係る場所の数を 1 とします。以下ク及びコにおいて同じとします。）及び通信バスの数が、それぞれその減少前におけるその L A N 型通信網契約に係る契約者回線の終端の場所の数及び通信バスの数以上となる場合、長期継続利用に係る L A N 型通信網契約の解除と同時にその契約に係る全ての契約者回線が他の L A N 型通信網契約（契約者が同一となるものに限ります。）に係る契約者回線として取り扱われることとなる場合又は遅延時間 S L A の当社が定める基準値が変更された場合においてその変更に契約者が同意せず契約解除したときは、この限りでありません。

区分	支払いを要する額
(ア) 利用料金が減少した場合	残余の期間に対応する利用料金の差額（減少前の利用料金から減少後の利用料金を控除して得た額をいいます。）に 0.35 を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の利用料金に 0.35 を乗じて得た額

ケ L A N 型通信網契約者は、 L A N 型通信網契約（基本契約期間内であるものを除きます。）について、クの規定を適用しないこととする申出を行う場合には、次に規定する旧長期継続利用契約群及び新長期継続利用契約群を指定していただきます。

(ア) 旧長期継続利用契約群

その L A N 型通信網契約及びその L A N 型通信網契約者が指定する契約（現に長期継続利用に係る料金の適用を受けている L A N 型通信網契約又は専用サービス契約約款に規定する専用契約（他社料金設定回線に係るもの）を除きます。）により構成されるもの

(イ) 新長期継続利用契約群

① 及び②に規定する契約のうちその L A N 型通信網契約者が指定するものにより構成されるもの（第4種サービスのみで構成されるものを除きます。）

① 旧長期継続利用契約群を構成する契約であって、新たに長期継続利用の適用の開始があるもの

② 旧長期継続利用契約群を構成する契約の解除と同時に契約の申込みがあり当社が承諾した L A N 型通信網契約又は専用契約（他社料金設定回線に係るもの）を除きます。）であって、契約の申込みと同時に長期継続利用に係る料金の適用を受けることとなるもの

コ 当社は、ケの申出が次のすべてに該当する場合には、クの規定を適用しません。

	<p>(ア) 新長期継続利用契約群を構成する契約に係る終端の場所の数が、旧長期継続利用契約群を構成する契約に係る終端の場所の数以上となるとき。</p> <p>(イ) 新長期継続利用契約群を構成するすべての契約の長期継続利用期間が、旧長期継続利用契約群に係るすべての契約の長期継続利用期間の残余の期間（新長期継続利用契約群を構成する契約のうち、最初に長期継続利用の適用が開始となる契約に係る長期継続利用の適用を開始した日における残余の期間とします。）以上となるとき。</p> <p>(ウ) 旧長期継続利用契約群及び新長期継続利用契約群を構成するすべての契約に係る契約者が、クの申出を行った LAN型通信網契約者（その LAN型通信網契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合する者（その契約者相互間の同意がある場合に限ります。）を含みます。）と同一であるとき。</p>				
(6) 高額利用に係る利用料金の割引の適用	当社は、料金表別表1に規定するところにより、高額利用に係る利用料金の割引を適用します。				
(7) サービスの品質（開通遅延SLA）に係る利用料金の適用	<p>ア 当社は、第4種サービス（臨時LAN型通信網契約に係るもの）を除きます。以下この欄において同じとします。）について、その第4種サービスに係る契約者回線又は通信パスそれぞれの工事予定日（契約者又は契約の申込者の申込みに基づき、契約者回線又は通信パスの工事を実施する日として当社が指定した日をいいます。以下この欄において同じとします。）に当社の責めに帰すべき理由により、第4種サービスに係るその契約者回線又はその通信パスの工事を完了できなかった場合に限り、工事予定日から第4種サービスに係る契約者回線又は通信パスの工事が完了した日までの日数（工事予定日から起算してその翌日を1日とした日数をいいます。ただし、当社の責めによらない場合の日数は除きます。以下「遅延日数」といいます。）に応じて、その契約者回線又はその通信パスの工事が完了した日を含む料金月（ただし、その契約者回線又は通信パスの新設の工事の場合は、提供を開始した日を含む料金月とします。以下この欄において同じとします。）のその契約者回線又はその通信パスの利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2-1-2（加算料）を除きます。）に代えて、イに規定する料金（以下この欄において「SLA基準額」といいます。）からウに規定する料金（以下この欄において「SLA料金額」といいます。）を減額した額を適用します。</p> <p>イ SLA基準額は、次表に定める料金とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>SLA基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 契約者回線の工事が完了しなかった場合</td> <td> <p>(ア) イ以外の場合 その料金月のその契約者回線に係る利用料金</p> <p>(イ) その料金月がその契約者回線の提供を開始した料金月であって、料金月</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	SLA基準額	1 契約者回線の工事が完了しなかった場合	<p>(ア) イ以外の場合 その料金月のその契約者回線に係る利用料金</p> <p>(イ) その料金月がその契約者回線の提供を開始した料金月であって、料金月</p>
区分	SLA基準額				
1 契約者回線の工事が完了しなかった場合	<p>(ア) イ以外の場合 その料金月のその契約者回線に係る利用料金</p> <p>(イ) その料金月がその契約者回線の提供を開始した料金月であって、料金月</p>				

		<p>の初日以外の日にその契約者回線の提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月のその契約者回線に係る利用料金の合計額</p>									
2 通信パスの工事が完了しなかった場合	(ア) イ以外の場合 その料金月のその通信パスに係る利用料金 (イ) その料金月がその通信パスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその通信パスの提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月のその通信パスに係る利用料金の合計額										
備考 この表の(6)欄までの適用による場合は適用した後の利用料金とします。この場合において、料金表通則2（料金の計算方法等）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2及び3（料金の計算方法等）の規定に基づき算出した額とします。											
<p>ウ S L A料金額は、S L A基準額に次表に規定するS L A減額率を乗じて得た額とします。 ただし、1の料金月におけるS L A料金額は、(ア)又は(イ)に規定する料金額を上限として適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遅延日数</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>2日以上28日未満</td> <td>開通遅延日数が1日となる場合に適用される減額率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率</td> </tr> <tr> <td>28日以上</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア) (イ)以外の場合 その料金月のその契約者回線又はその通信パスに係る利用料金 (イ) その料金月がその契約者回線又は通信パスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその契約者回線又はその通信パスの提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月のその契約者回線又はその通信パスに係る利用料金の合計額</p>			遅延日数	減額率	1日	11%	2日以上28日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される減額率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率	28日以上	50%	
遅延日数	減額率										
1日	11%										
2日以上28日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される減額率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率										
28日以上	50%										
(8) サービスの品質（遅延時間S L A）に係る利用料金の適用	ア 当社は第4種サービス（臨時L A N型通信網契約に係るもの）を除きます。以下この欄において同じとします。)について、通信パスにおいて測定した遅延時間（その通信パスの一端から送出した測定用フレームがその通信パスを往復するのに要する時間（その第4種サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したもの）をいい、その測定方法は当社が定めるところによります。)が、基準値（通信パスごとに当社が定め、あらかじめ契約者に通知することとします。技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるとき										

は、基準値を変更することがあります。) を超えた場合は、そのことを当社が知った時刻から起算して、48時間以上その状態が連續したときに、その状態が生じた通信パスのその料金月の利用料金については、2 (料金額) に規定する利用料金の額 (2-1-2 (加算料) を除きます。その料金月がその通信パスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその通信パスの提供を開始した場合は、その料金月及び翌料金月のその通信パスに係る利用料金の合計額とします。この場合において、この表の(6)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。) に0.1を乗じて得た額を減額して適用します。

イ 1 の料金月におけるアの規定による減額 (その料金月において、この表の(7)欄の規定による減額が適用される場合は、その減額される額を合算した額とします。) は、(ア)又は(イ)に規定する料金額を上限として適用します。

(ア) (イ)以外の場合

その料金月のアに規定する状態が発生した通信パスに係る利用料金

(イ) その料金月がアに規定する状態が発生した通信パスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその通信パスの提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月のその通信パスに係る利用料金の合計額

(9) サービスの品質（稼働率SLA）に係る利用料金の適用

ア 当社は、第4種サービス（臨時LAN型通信網契約に係るもの）を除きます。以下この欄において同じとします。) について、イに規定する1の料金月における稼働率が99.99%を下回った場合は、全く利用できない状態（その契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。) が生じた契約者回線又は全く利用できない状態若しくは符号伝送速度がその品目に規定する符号伝送速度に満たない状態（第29条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に、当社がその第4種サービスの利用の中止をあらかじめそのLAN型通信網契約者に通知した場合を除きます。) が生じた通信パスを含む契約に係るその料金月の利用料金については、2 (料金額) に規定する利用料金の額 (2-1-2 (加算料) を除きます。その料金月が第4種サービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその第4種サービスの提供を開始した場合は、その料金月及び翌料金月のその第4種サービスに係る利用料金の合計額とします。この場合において、この表の(6)欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。) に次表に規定する減額率を乗じて得た額を減額して適用します。

稼 働 率	減額率
99.8%以上99.99%未満	1 %
98.0%以上99.8%未満	3 %
95.0%以上98.0%未満	10%

90.0%以上95.0%未満	20%
90.0%未満	100%

イ 1の料金月における稼働率は、次の算式により算出します。
この場合、当社は、分単位で時間を測定することとします。

$$1\text{の料金月における稼働率}(\%) = \frac{1 - \frac{\text{第4種サービスに係る契約者回線又は通信パスが次の各号のいずれかに該当する時間(当社がそのことを知った時刻から起算した時間とします。)について、第4種サービスに係るすべての契約者回線及び通信パスにおけるその料金月の総和}}{\text{当社が第4種サービスに係る契約者回線又は通信パスの提供を開始した日から起算してその契約者回線又はその通信パスを廃止した日までの日数のうちその料金月に係る日数を分数に換算した時間について、第4種サービスに係るすべての契約者回線及び通信パスにおけるその料金月の総和}}}{\times 100}$$

(ア) 第4種サービス（臨時LAN型通信網契約に係るもの）を除きます。以下この欄において同じとします。)について、そのLAN型通信網サービスに係るLAN型通信網契約者の責めによらない理由により、その契約者回線を全く利用できない状態又は通信パスが全く利用できない状態若しくはその通信パスの符号伝送速度がその品目に規定する符号伝送速度に満たない状態が生じた場合（第29条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に、当社がその第4種サービスの利用の中止をあらかじめそのLAN型通信網契約者に通知した場合を除きます。)

(イ) 当社の故意又は重大な過失によりそのLAN型通信網サービスに係る契約者回線又は通信パスを全く利用できない状態が生じた場合

ウ 1の料金月におけるアの規定による減額（その料金月において、この表の(7)欄又は(8)欄の規定による減額が適用される場合は、その減額される額を合算した額とします。)は、(ア)又は(イ)に規定する料金額を上限として適用します。

(ア) (イ)以外の場合

その料金月の利用料金

(イ) その料金月が第4種サービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその第4種サービスの提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月の利用料金の合計額

(10) サービスの品質（故障通知時） ア 当社は、第4種サービス（臨時LAN型通信網契約に係るもの）を除きます。以下この欄において同じとします。)について

間SLA)に係る利用料金の適用

て、そのLAN型通信網サービスに係るLAN型通信網契約者の責めによらない理由により、その契約者回線を全く利用できない状態（その契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）又は通信パスが全く利用できない状態が生じた場合（第29条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に、当社がその第4種サービスの利用の中止をあらかじめそのLAN型通信網契約者に通知した場合を除きます。以下この欄において同じとします。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1分以上その状態が連続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から30分以内にLAN型通信網契約者があらかじめ指定した連絡先に通知しなかったときに限り、その料金月のその契約者回線又はその通信パスの利用料金については、2(料金額)に規定する利用料金の額（2-1-2(加算料)を除きます。）に代えて、イに規定する料金（以下この欄において「SLA基準額」といいます。）に0.03を乗じた額（「SLA料金額」といいます。）を減額して適用します。

ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでありません。

(ア) そのLAN型通信網サービスに係るLAN型通信網契約者の責めによらない理由により、その契約者回線を全く利用できない状態が生じた場合又は通信パスが全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1分以上その状態が連続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から30分以内に第42条（契約者の切分責任）の規定によりそのLAN型通信網契約者が当社に修理の請求をしたとき。

(イ) 当社の責めによらない理由により、LAN型通信網契約者が指定した連絡先に通知できないとき。

イ SLA基準額は、次表に定める料金とします。

区分	SLA基準額
1 その契約者回線を全く利用できない状態が生じた場合	(ア) イ以外の場合 その料金月のその契約者回線に係る利用料金 (イ) その料金月がその契約者回線の提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその契約者回線の提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月のその契約者回線に係る利用料金の合計額
2 通信パスが全く利用できない状態が生じた場合	(ア) イ以外の場合 その料金月のその通信パスに係る利用料金 (イ) その料金月がその通信パスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその通信パスの提供を開始した場合

		その料金月及び翌料金月のその通信 パスに係る利用料金の合計額		
		<p>備考 この表の(6)欄までの適用による場合は適用した後の 利用料金とします。この場合において、料金表通則2 (料金の計算方法等)の各号に規定する場合が生じた ときは、料金表通則2及び3(料金の計算方法等)の 規定に基づき算出した額とします。</p>		
	<p>ウ 1の料金月におけるアの規定による減額(その料金月において、この表の(7)欄(8)欄又は(9)欄の規定による減額が適用される場合は、その減額される額を合算した額とします。以下この欄において同じとします。)は、(ア)又は(イ)に規定する料金額を上限として適用します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合 その料金月のその契約者回線又はその通信パスに係る利用料金 (イ) その料金月がその契約者回線又は通信パスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその契約者回線又はその通信パスの提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月のその契約者回線又はその通信パスに係る利用料金の合計額</p>			
(11) サービスの品質(重複故障SLA)に係る利用料金の適用	<p>ア 当社は、第4種サービス(臨時LAN型通信網契約に係るもの)を除きます。以下、この欄において同じとします。)について、そのLAN型通信網サービスに係るLAN型通信網契約者の責めによらない理由により、その契約者回線を全く利用できない状態(その契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合(第29条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に、当社がその第4種サービスの利用の中止をあらかじめそのLAN型通信網契約者に通知した場合を除きます。)又は通信パスが全く利用できない状態若しくはその通信パスの符号伝送速度がその品目に規定する符号伝送速度に満たない状態が生じた場合(第29条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に、当社がその第4種サービスの利用の中止をあらかじめそのLAN型通信網契約者に通知した場合を除きます。)であって、そのことを当社が知った時刻から起算して、1分以上その状態が連続しているものについて、そのことが発生した件数を1の料金月ごとに合計した件数(以下「重複故障件数」といいます。)が2件以上となったときに限り、その料金月のその契約者回線又はその通信パスの利用料金については、2(料金額)に規定する利用料金の額(2-1-2(加算料)を除きます。)に代えて、イに規定する料金(以下この欄において「SLA基準額」といいます。)からウに規定する料金(以下この欄において「SLA料金額」といいます。)を減額した額を適用します。</p> <p>イ SLA基準額は、次表に定める料金とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">SLA基準額</th> </tr> </thead> </table>	区分	SLA基準額	
区分	SLA基準額			

	<p>1 その契約者回線において、アに規定する状態となった場合</p> <p>(ア) イ以外の場合 その料金月のその契約者回線に係る利用料金 (イ) その料金月がその契約者回線の提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその契約者回線の提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月のその契約者回線に係る利用料金の合計額</p>									
2 通信パスにおいて、アに規定する状態となった場合	<p>(ア) イ以外の場合 その料金月のその通信パスに係る利用料金 (イ) その料金月がその通信パスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその通信パスの提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月のその通信パスに係る利用料金の合計額</p>									
備考 この表の(6)欄までの適用による場合は適用した後の利用料金とします。この場合において、料金表通則2(料金の計算方法等)の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2及び3(料金の計算方法等)の規定に基づき算出した額とします。)										
<p>ウ S L A料金額は、S L A基準額に次表に規定するS L A減額率を乗じて得た額とします。</p> <p>ただし、1の料金月におけるS L A料金額（その料金月において、この表の(7)欄、(8)欄、(9)欄又は(10)欄の規定による減額が適用される場合は、その減額される額を合算した額とします。以下この欄において同じとします。）は、(ア)又は(イ)に規定する料金額を上限として適用します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合 その料金月のアに規定する状態が発生した契約者回線又は通信パスの利用料金 (イ) その料金月がアに規定する状態が発生した契約者回線又は通信パスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその契約者回線又はその通信パスの提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月のその契約者回線又はその通信パスの利用料金の合計額</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>重複故障件数</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2件</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>3件</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>4件以上</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>		重複故障件数	減額率	2件	10%	3件	30%	4件以上	50%	
重複故障件数	減額率									
2件	10%									
3件	30%									
4件以上	50%									
(12) サービスの品質（故障回復時	ア 当社は、第4種サービス（臨時L A N型通信網契約に係るもの）を除きます。以下、この欄において同じとします。）につ									

間SLA)に係る利用料金の適用

いて、そのLAN型通信網サービスに係るLAN型通信網契約者の責めによらない理由により、その契約者回線を全く利用できない状態(その契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)又は通信バスが全く利用できない状態若しくはその通信バスの符号伝送速度がその品目に規定する符号伝送速度に満たない状態が生じた場合(第29条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に、当社がその第4種サービスの利用の中止をあらかじめそのLAN型通信網契約者に通知した場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、30分以上その状態が連續したときに、その料金月のその契約者回線又はその通信バスの利用料金については、2(料金額)に規定する利用料金の額(2-1-2(加算料)を除きます。)に代えて、イに規定する料金(以下この欄において「SLA基準額」といいます。)からウに規定する料金(以下この欄において「SLA料金額」といいます。)を減額した額を適用します。

イ SLA基準額は、次表に定める料金とします。

区分	SLA基準額
1 その契約者回線を全く利用できない状態が生じた場合	(ア) イ以外の場合 その料金月のその契約者回線に係る利用料金 (イ) その料金月がその契約者回線の提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその契約者回線の提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月のその契約者回線に係る利用料金の合計額
2 通信バスが全く利用できない状態又は通信バスの符号伝送速度がその品目に規定する符号伝送速度に満たない状態が生じた場合	(ア) イ以外の場合 その料金月のその通信バスに係る利用料金 (イ) その料金月がその通信バスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその通信バスの提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月のその通信バスに係る利用料金の合計額
備考 この表の(6)欄までの適用による場合は適用した後の利用料金とします。この場合において、料金表通則2(料金の計算方法等)の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則2及び3(料金の計算方法等)の規定に基づき算出した額とします。)	

ウ SLA料金額は、SLA基準額に次表に規定するSLA減額率を乗じて得た額とします。

ただし、1の料金月におけるSLA料金額(その料金月において、この表の(7)欄、(8)欄、(9)欄、(10)欄又は(11)欄の規定に

よる減額が適用される場合は、その減額される額を合算した額とします。以下この欄において同じとします。) は、(ア) 又は(イ)に規定する料金額を上限として適用します。

(ア) (イ)以外の場合

その料金月のアに規定する状態が発生した契約者回線又は通信バスの利用料金

(イ) その料金月がアに規定する状態が発生した契約者回線又は通信バスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその契約者回線又はその通信バスの提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月のその契約者回線又はその通信バスの利用料金の合計額

アに規定する状態が連続した時間 (故障回復時間)	減額率
30分以上1時間未満	3%
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上48時間未満	50%
48時間以上	100%

エ ア、イ及びウの規定により算出したS L A料金額が第34条第2項第3号の表の1欄、5欄又は6欄の規定により支払いを要しない料金として算出した額及びこの表の(7)欄、(8)欄、(9)欄、(10)欄又は(11)欄の規定による減額が適用される場合のその減額される額を合算した額に満たない場合には、ア、イ及びウの規定にかかわらず、第34条第2項第3号の定めるところによります。

(13) 契約者回線の終端がL A N型通信網サービス区域外にある場合の加算料の適用

契約者回線の終端がその収容L A N型通信網サービス取扱所が所在するL A N型通信網サービス区域外となる場合(異経路となる場合を除きます。)の加算料は、契約者回線のうち、その収容L A N型通信網サービス取扱所が所在するL A N型通信網サービス区域を超える地点から引込柱(契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤))をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について適用します。

(14) 異経路による契約者回線の料金の適用

契約者回線(臨時L A N型通信網契約に係るもの)を除きます。以下、この欄において同じとします。)が異経路となる場合の加算料は契約者回線のうち、次の部分について適用します。

ア 契約者回線がその収容L A N型通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合

その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が

	<p>所在する収容区域) を超える地点から引込柱までの線路 イ ア以外の場合</p> <p>その収容 L A N 型通信網サービス取扱所が所在する L A N 型通信網サービス区域（その L A N 型通信網サービス区域に収容区域が定められているときは、その収容 L A N 型通信網サービス取扱所が所在する収容区域）を超える地点から引込柱までの線路について適用します。</p>
(15) 復旧等に伴い 収容 L A N 型通信網サービス取 扱所を変更した 場合の利用料金 の適用	第43条（修理又は復旧の順位）注書きの規定により、故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその収容 L A N 型通信網サービス取扱所を変更した場合の利用料金は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前の収容 L A N 型通信網サービス取扱所において修理又は復旧したものとみなして適用します。

2 料金額

2-1 契約者回線の部分

2-1-1 基本料

契約者回線 1 回線ごとに

区 分	料 金 領	
	臨時 LAN 型通信網契約 以外のもの (月額)	臨時 LAN 型通信網契約 のもの (日額)
100Mb/s	10,000円 (税込価格 11,000円)	1,000円 (税込価格 1,100円)
1 Gb/s	20,000円 (税込価格 22,000円)	2,000円 (税込価格 2,200円)

2-1-2 加算料

(1) 契約者回線の終端が LAN 型通信網サービス区域外となる場合 ((2)に該当する場合を除きます。)

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

料金種別	料 金 領	
	臨時 LAN 型通信網契約以外のもの (月額)	臨時 LAN 型通信網契約のもの (日額)
区域外線路	その契約者回線を 64kb/s 又は 128kb/s の品目以外の高速ディジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の基本回線専用料の加算額（専用回線の終端が電話加入区域外となる場合の加算額に限ります。）	左欄の料金額の10分の1

備考 契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定める地域とします。

(2) その契約者回線が異経路によるものである場合

異経路となる契約者回線 1 回線ごとに月額

料金種別	料 金 領
異経路の線路	別に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する LAN 型通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

2-2 県内通信パスの部分

県内通信パス 1 回線ごとに

区分	料金額	
	臨時 LAN 型通信網契約以外のもの (月額)	臨時 LAN 型通信網契約のもの (日額)
0.5Mb/s	135,000円 (税込価格 148,500円)	13,500円 (税込価格 14,850円)
1 Mb/s	140,000円 (税込価格 154,000円)	14,000円 (税込価格 15,400円)
2 Mb/s	145,000円 (税込価格 159,500円)	14,500円 (税込価格 15,950円)
3 Mb/s	150,000円 (税込価格 165,000円)	15,000円 (税込価格 16,500円)
4 Mb/s	165,000円 (税込価格 181,500円)	16,500円 (税込価格 18,150円)
5 Mb/s	190,000円 (税込価格 209,000円)	19,000円 (税込価格 20,900円)
6 Mb/s	210,000円 (税込価格 231,000円)	21,000円 (税込価格 23,100円)
7 Mb/s	240,000円 (税込価格 264,000円)	24,000円 (税込価格 26,400円)
8 Mb/s	260,000円 (税込価格 286,000円)	26,000円 (税込価格 28,600円)
9 Mb/s	290,000円 (税込価格 319,000円)	29,000円 (税込価格 31,900円)
10 Mb/s	310,000円 (税込価格 341,000円)	31,000円 (税込価格 34,100円)
20 Mb/s	360,000円 (税込価格 396,000円)	36,000円 (税込価格 39,600円)
30 Mb/s	410,000円 (税込価格 451,000円)	41,000円 (税込価格 45,100円)
40 Mb/s	470,000円 (税込価格 517,000円)	47,000円 (税込価格 51,700円)
50 Mb/s	520,000円 (税込価格 572,000円)	52,000円 (税込価格 57,200円)
60 Mb/s	570,000円 (税込価格 627,000円)	57,000円 (税込価格 62,700円)
70 Mb/s	620,000円 (税込価格 682,000円)	62,000円 (税込価格 68,200円)

80Mb/s	680,000円 (税込価格 748,000円)	68,000円 (税込価格 74,800円)
90Mb/s	730,000円 (税込価格 803,000円)	73,000円 (税込価格 80,300円)
100Mb/s	780,000円 (税込価格 858,000円)	78,000円 (税込価格 85,800円)
200Mb/s	980,000円 (税込価格 1,078,000円)	98,000円 (税込価格 107,800円)
300Mb/s	1,180,000円 (税込価格 1,298,000円)	118,000円 (税込価格 129,800円)
400Mb/s	1,280,000円 (税込価格 1,408,000円)	128,000円 (税込価格 140,800円)
500Mb/s	1,480,000円 (税込価格 1,628,000円)	148,000円 (税込価格 162,800円)
600Mb/s	1,680,000円 (税込価格 1,848,000円)	168,000円 (税込価格 184,800円)
700Mb/s	1,880,000円 (税込価格 2,068,000円)	188,000円 (税込価格 206,800円)
800Mb/s	1,980,000円 (税込価格 2,178,000円)	198,000円 (税込価格 217,800円)
900Mb/s	2,180,000円 (税込価格 2,398,000円)	218,000円 (税込価格 239,800円)
1Gb/s	2,360,000円 (税込価格 2,596,000円)	236,000円 (税込価格 259,600円)

2-3 県間通信パスの部分

県間通信パス1回線ごとに

区分	料金額	
	臨時LAN型通信網契約以外のもの (月額)	臨時LAN型通信網契約のもの (日額)
0.5Mb/s	145,000円 (税込価格 159,500円)	14,500円 (税込価格 15,950円)
1 Mb/s	150,000円 (税込価格 165,000円)	15,000円 (税込価格 16,500円)
2 Mb/s	165,000円 (税込価格 181,500円)	16,500円 (税込価格 18,150円)
3 Mb/s	190,000円 (税込価格 209,000円)	19,000円 (税込価格 20,900円)
4 Mb/s	220,000円 (税込価格 242,000円)	22,000円 (税込価格 24,200円)
5 Mb/s	250,000円 (税込価格 275,000円)	25,000円 (税込価格 27,500円)
6 Mb/s	270,000円 (税込価格 297,000円)	27,000円 (税込価格 29,700円)
7 Mb/s	300,000円 (税込価格 330,000円)	30,000円 (税込価格 33,000円)
8 Mb/s	330,000円 (税込価格 363,000円)	33,000円 (税込価格 36,300円)
9 Mb/s	360,000円 (税込価格 396,000円)	36,000円 (税込価格 39,600円)
10 Mb/s	390,000円 (税込価格 429,000円)	39,000円 (税込価格 42,900円)
20 Mb/s	460,000円 (税込価格 506,000円)	46,000円 (税込価格 50,600円)
30 Mb/s	520,000円 (税込価格 572,000円)	52,000円 (税込価格 57,200円)
40 Mb/s	590,000円 (税込価格 649,000円)	59,000円 (税込価格 64,900円)
50 Mb/s	650,000円 (税込価格 715,000円)	65,000円 (税込価格 71,500円)
60 Mb/s	720,000円 (税込価格 792,000円)	72,000円 (税込価格 79,200円)
70 Mb/s	780,000円 (税込価格 858,000円)	78,000円 (税込価格 85,800円)

80Mb/s	850,000円 (税込価格 935,000円)	85,000円 (税込価格 93,500円)
90Mb/s	910,000円 (税込価格 1,001,000円)	91,000円 (税込価格 100,100円)
100Mb/s	980,000円 (税込価格 1,078,000円)	98,000円 (税込価格 107,800円)
200Mb/s	1,180,000円 (税込価格 1,298,000円)	118,000円 (税込価格 129,800円)
300Mb/s	1,380,000円 (税込価格 1,518,000円)	138,000円 (税込価格 151,800円)
400Mb/s	1,580,000円 (税込価格 1,738,000円)	158,000円 (税込価格 173,800円)
500Mb/s	1,780,000円 (税込価格 1,958,000円)	178,000円 (税込価格 195,800円)
600Mb/s	2,080,000円 (税込価格 2,288,000円)	208,000円 (税込価格 228,800円)
700Mb/s	2,280,000円 (税込価格 2,508,000円)	228,000円 (税込価格 250,800円)
800Mb/s	2,480,000円 (税込価格 2,728,000円)	248,000円 (税込価格 272,800円)
900Mb/s	2,680,000円 (税込価格 2,948,000円)	268,000円 (税込価格 294,800円)
1Gb/s	2,860,000円 (税込価格 3,146,000円)	286,000円 (税込価格 314,600円)

2-4 付加機能利用料

区分	単位	料金額	
		臨時 LAN型 通信網契約以 外のもの (月額)	臨時 LAN型 通信網契約の もの (日額)
クロック 品質通知 機能	当社から回線終端装置に接続する 自営端末設備に対して供給するクロック（電気通信設備間の通信の 同期をとるための信号であって、 当社が別に定めるものをいいます。）の正常性を通知する機能	1の契約者 回線ごとに	— —
備考	当社は第44条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに 伴い発生する損害については、責任を負いません。		
多重機能	1の契約者回線に対して複数の通信パスの収容を可能とする機能	1の契約者 回線ごとに	— —
備考	1 1の契約者回線に収容される通信パスの数は、当社が別に定める数までとします。 2 1の契約者回線に収容される通信パスの符号伝送速度の合計値は、その契約者回線の品目に係る符号伝送速度までとします。 3 当社は第44条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。		

第5 第5種サービスに関するもの
1 適用

区分	内 容																														
(1) LAN型通信網サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、第5種サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第5種サービスに係るLAN型通信網サービス区域を設定します。																														
(2) 品目等に係る料金の適用	<p>当社は、第5種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>ア 品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Gb/s</td><td>10.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>20Gb/s</td><td>20.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>30Gb/s</td><td>30.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>40Gb/s</td><td>40.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>50Gb/s</td><td>50.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>60Gb/s</td><td>60.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>70Gb/s</td><td>70.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>80Gb/s</td><td>80.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>90Gb/s</td><td>90.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>100Gb/s</td><td>100.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>200Gb/s</td><td>200.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>300Gb/s</td><td>300.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>400Gb/s</td><td>400.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>800Gb/s</td><td>800.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 100Gb/sの品目（回線終端装置による区別がタイプ1であって同一の都道府県の区域内における通信を行う場合又はタイプ2のものに限ります。）については、100G超加算（その符号伝送速度について、100Gbit/sを超えて10Gb/sごとに最大200Gbit/sまで追加することができます。以下同じとします。）を選択することができます。この場合において、最初の100Gb/sの部分と追加する100Gb/sまでの部分については、それぞれ回線終端装置による区別（タイプ1又はタイプ2に限ります。）を選択することができます。</p> <p>2 当社は、100G超加算における申込の承諾については第5種サービスの契約申込の承諾の規定に、符号伝送速度の変更については品目等の変更の規定に、100G超加算の廃止については契約者が行うLAN型通信網契約の解除の規定に準じて取扱います。</p>	品 目	内 容	10Gb/s	10.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	20Gb/s	20.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	30Gb/s	30.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	40Gb/s	40.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	50Gb/s	50.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	60Gb/s	60.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	70Gb/s	70.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	80Gb/s	80.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	90Gb/s	90.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	100Gb/s	100.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	200Gb/s	200.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	300Gb/s	300.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	400Gb/s	400.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの	800Gb/s	800.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																														
10Gb/s	10.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																														
20Gb/s	20.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																														
30Gb/s	30.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																														
40Gb/s	40.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																														
50Gb/s	50.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																														
60Gb/s	60.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																														
70Gb/s	70.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																														
80Gb/s	80.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																														
90Gb/s	90.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																														
100Gb/s	100.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																														
200Gb/s	200.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																														
300Gb/s	300.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																														
400Gb/s	400.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																														
800Gb/s	800.0Gbit/sの符号伝送が可能なもの																														

イ 通信の様による細目
 (ア) 回線終端装置による区別

区 別	内 容
タイプ1	同時に複数のインターフェースを利用できないもの
タイプ2	複数の10Gb/sに係るインターフェースを利用するものであって、10Gb/sから100Gb/sまでの品目を選択できるもの
タイプ3	複数の100Gb/sに係るインターフェースを利用できるものであって、100Gb/sから400Gb/sまでの品目を選択できるもの
タイプ4	複数の400Gb/sに係るインターフェースを利用できるものであって、400Gb/s又は800Gb/sの品目を選択できるもの

備考

- 1 タイプ2のものについては、同一の都道府県の区域内における通信を行う場合に限り提供します。
- 2 次のいずれかに該当するときは、その契約者回線の終端に回線終端装置を設置しない形態を選択することができます。
 ただし、タイプ1のものであって、インターフェースによる区別が4 I 1 – 9 D 1 F (OTU4)インターフェースのものについては、この限りでありません。
 - (1) その契約者回線の終端の場所が収容 LAN型通信網サービス取扱所内となるとき。
 - (2) タイプ1、タイプ3及びタイプ4のものについて、その契約者が当社が別に定める者である等、当社の業務遂行上支障がないと当社が認めるとき。
- 3 契約者は、回線終端装置による区別及び回線終端装置を設置する形態又はしない形態の変更の請求を行うことはできません。

(イ)インターフェースによる区別

区 別	内 容
下記以外のもの	ユーザ・網インターフェースがIEEE 802.3に準拠したもの
4 I 1 – 9 D 1 F (OTU4)インターフェース	ユーザ・網インターフェースがITU-T G.709/G.959.1に準拠したもの

備考

- 1 4 I 1 – 9 D 1 F (OTU4)インターフェースのものにあっては、100Gb/s品目のものであって、回線終端装置による区別がタイプ1又はタイプ3のものに限り提供します。
- 2 インターフェースによる区別は、1のLAN型通信網契約ごとに選択していただきます。

3 契約者は、インタフェースによる区別の変更の請求を行うことはできません。
ただし、回線終端装置による区別がタイプ3のものについては、この限りでありません。

ウ 保守の態様による細目

細 目	内 容
メニュー1	中継回線が二重化されていないもの
メニュー2	中継回線が二重化されているものであって、主たる中継回線が利用できなくなったときに、他の中継回線に経路を変更することにより、該当の品目の伝送速度での符号伝送が可能なものの

備考

- 1 保守の態様による細目は、タイプ1のものであって、10Gb/sの品目のものにあります。
- 2 メニュー2のものについては、その契約者回線の終端の場所が収容LAN型通信網サービス取扱所内となる場合であって、同一の都道府県の区域内における通信を行う場合に限り提供します。この場合において、契約者回線の終端に回線終端装置は設置しません。
- 3 当社は、メニュー2のものについて、中継回線の経路を変更するときは、あらかじめ契約者から通知をいただいているメールアドレス宛てに電子メールによりその旨を通知します。この場合において、当社は、電子メールが到着した又は到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- 4 契約者は、保守の態様による細目の変更の請求を行うことはできません。

(3) 利用料金の適用	<p>ア 第5種サービスの基本料は、基本額にその態様に応じて加算額を合算したものを適用します。</p> <p>イ 基本額は、1のLAN型通信網契約につき、そのLAN型通信網契約に係る中継回線の距離が35kmまでごとに適用します。</p> <p>ウ イに規定する中継回線の距離は、取扱所交換設備相互間に設置される電気通信回線設備の回線距離に基づいて当社が測定した値（メニュー2のものにあっては、二重化された中継回線の距離を合計した値）とします。この場合において、メニュー2のものにあっては、二重化された中継回線の距離を合計した総距離により適用します。</p>
(4) 基本契約期間内にLAN型通信網契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第5種サービス（100G超加算により新たに符号伝送速度を追加した場合は、その追加した部分）には基本契約期間があります。</p> <p>ただし、長期継続利用に係るものについては、(6)（長期継続利用に係る利用料金の適用）のクに規定する額の支払いを要することとなった場合は、イ及びウの規定は適用しません。</p> <p>イ 契約者は、基本契約期間内にLAN型通信網契約の解除が</p>

	<p>あつた場合は、第34条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する利用料金に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、基本契約期間内に第5種サービスの品目又はその他の契約内容の変更があった場合は、変更前の利用料金の額（長期継続利用に係るものについては、(6)のアに規定する減額後の額とします。）から、変更後の利用料金の額（長期継続利用に係るものについては、(6)のアに規定する減額後の額とします。）を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p>															
(5) 学校に限定した利用料金の割引の適用	当社は、料金表別表2に規定するところにより学校に限定した利用料金の割引を適用します。															
(6) 長期継続利用に係る利用料金の適用	<p>ア 当社は、LAN型通信網契約者からそのLAN型通信網契約について、次表に定める期間の継続利用（以下「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2-1-1（基本額）に限ります。この場合において、この表の(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表に規定する種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>継続して利用する期間</th><th>利用料金の減額（月額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年利用 【ねんねん割得】</td><td>2年間</td><td> <p>(ア) 長期継続利用の適用が開始になった日から1年間 2（料金額）に規定する利用料金の額に0.04を乗じて得た額</p> <p>(イ) 長期継続利用の適用が開始になった日から1年超え2年までの期間 2（料金額）に規定する利用料金の額に0.05を乗じて得た額</p> </td></tr> <tr> <td>3年利用</td><td>3年間</td><td>2（料金額）に規定する利用料金の額に0.07を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>6年利用</td><td>6年間</td><td>2（料金額）に規定する利用料金の額に0.11を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>備考</td><td></td><td>1 3年利用及び6年利用の長期継続利用に係るLAN</td></tr> </tbody> </table>	種類	継続して利用する期間	利用料金の減額（月額）	2年利用 【ねんねん割得】	2年間	<p>(ア) 長期継続利用の適用が開始になった日から1年間 2（料金額）に規定する利用料金の額に0.04を乗じて得た額</p> <p>(イ) 長期継続利用の適用が開始になった日から1年超え2年までの期間 2（料金額）に規定する利用料金の額に0.05を乗じて得た額</p>	3年利用	3年間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.07を乗じて得た額	6年利用	6年間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.11を乗じて得た額	備考		1 3年利用及び6年利用の長期継続利用に係るLAN
種類	継続して利用する期間	利用料金の減額（月額）														
2年利用 【ねんねん割得】	2年間	<p>(ア) 長期継続利用の適用が開始になった日から1年間 2（料金額）に規定する利用料金の額に0.04を乗じて得た額</p> <p>(イ) 長期継続利用の適用が開始になった日から1年超え2年までの期間 2（料金額）に規定する利用料金の額に0.05を乗じて得た額</p>														
3年利用	3年間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.07を乗じて得た額														
6年利用	6年間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.11を乗じて得た額														
備考		1 3年利用及び6年利用の長期継続利用に係るLAN														

型通信網契約については、この表に規定する期間の経過後においても、2（料金額）に規定する利用料金の額からそれぞれこの表に規定する額を減額して適用します。

2 前項の規定を適用している L A N 型通信網契約について、新たに長期継続利用の申出があった場合は、前項の取扱いを廃止します。

- イ 長期継続利用に係る利用料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（L A N 型通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第5種サービスの提供を開始した日）から適用します。
- ウ 長期継続利用に係る利用料金の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には契約者回線の利用の一時中断及び第5種サービスの利用停止があった期間を含むものとします。
- エ 当社は、長期継続利用に係る L A N 型通信網契約について、その L A N 型通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。
- オ 2年利用の長期継続利用に係る L A N 型通信網契約については、アに規定する期間の経過後においても、長期継続利用を開始した日からの経過期間に応じて、2（料金額）に規定する利用料金の額から次表に規定する額を減額して適用します。

期 間	利用料金の減額（月額）
2年を超え3年までの期間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.06を乗じて得た額
3年を超え4年までの期間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.07を乗じて得た額
4年を超え5年までの期間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.08を乗じて得た額
5年を超え6年までの期間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.09を乗じて得た額
6年を超え7年までの期間	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.10を乗じて得た額
7年を超える場合	2（料金額）に規定する利用料金の額に0.11を乗じて得た額

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の利用料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出しま

す。
ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区分	支払いを要する額
長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の利用料金に0.35を乗じて得た額

ケ LAN型通信網契約者は、LAN型通信網契約（基本契約期間内であるものを除きます。）について、クの規定を適用しないこととする申出を行う場合には、次に規定する旧長期継続利用契約群及び新長期継続利用契約群を指定していただきます。

(ア) 旧長期継続利用契約群

そのLAN型通信網契約及びそのLAN型通信網契約者が指定する契約（現に長期継続利用に係る料金の適用を受けているLAN型通信網契約又は専用サービス契約約款に規定する専用契約（他社料金設定回線に係るもの）を除きます。）により構成されるもの

(イ) 新長期継続利用契約群

①及び②に規定する契約のうちそのLAN型通信網契約者が指定するものにより構成されるもの

① 旧長期継続利用契約群を構成する契約であって、新たに長期継続利用の適用の開始があるもの

② 旧長期継続利用契約群を構成する契約の解除と同時に契約の申込みがあり当社が承諾したLAN型通信網契約又は専用契約（他社料金設定回線に係るもの）を除きます。）であって、契約の申込みと同時に長期継続利用に係る料金の適用を受けることとなるもの

コ 当社は、ケの申出が次のすべてに該当する場合には、クの規定を適用しません。

(ア) 新長期継続利用契約群を構成する契約に係る終端の場所の数が、旧長期継続利用契約群を構成する契約に係る終端の場所の数以上となるとき。

(イ) 新長期継続利用契約群を構成するすべての契約の長期継続利用期間が、旧長期継続利用契約群に係るすべての契約の長期継続利用期間の残余の期間（新長期継続利用契約群を構成する契約のうち、最初に長期継続利用の適用が開始となる契約に係る長期継続利用の適用を開始した日における残余の期間とします。）以上となるとき。

(ウ) 旧長期継続利用契約群及び新長期継続利用契約群を構成するすべての契約に係る契約者が、クの申出を行ったLAN型通信網契約者（そのLAN型通信網契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合する者（その契約者相互間の同意がある場合に限ります。）を含みます。）と同一であるとき。

(7) 高額利用に係る利用料金の割引の適用
当社は、料金表別表1に規定するところにより、高額利用に係る利用料金の割引を適用します。

(8) 契約者回線の終端が L A N 型通信網サービス区域外にある場合の加算料の適用	契約者回線の終端がその収容 L A N 型通信網サービス取扱所が所在する L A N 型通信網サービス区域外となる場合（異経路となる場合を除きます。）の加算料は、契約者回線のうち、その収容 L A N 型通信網サービス取扱所が所在する L A N 型通信網サービス区域を超える地点から引込柱（契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について適用します。
(9) 異経路による契約者回線の料金の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の加算料は契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア 契約者回線がその収容 L A N 型通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合 その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域）を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合 その収容 L A N 型通信網サービス取扱所が所在する L A N 型通信網サービス区域（その L A N 型通信網サービス区域に収容区域が定められているときは、その収容 L A N 型通信網サービス取扱所が所在する収容区域）を超える地点から引込柱までの線路について適用します。</p>
(10) 復旧等に伴い収容 L A N 型通信網サービス取扱所を変更した場合の利用料金の適用	第43条（修理又は復旧の順位）注書きの規定により、故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその収容 L A N 型通信網サービス取扱所を変更した場合の利用料金は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前の収容 L A N 型通信網サービス取扱所において修理又は復旧したものとみなして適用します。

2 料金額

2-1 基本料

2-1-1 基本額

2-1-1-1 タイプ1に係るもの

35kmまでごとに月額

品 目	料 金 額
10Gb/s	900,000円(税込価格 990,000円)
100Gb/s	1,800,000円(税込価格 1,980,000円)
400Gb/s	4,500,000円(税込価格 4,950,000円)

2-1-1-2 タイプ2に係るもの

35kmまでごとに月額

品 目	料 金 額
10Gb/s	1,000,000円(税込価格 1,100,000円)
20Gb/s	1,100,000円(税込価格 1,210,000円)

30Gb/s	1,200,000円(税込価格 1,320,000円)
40Gb/s	1,300,000円(税込価格 1,430,000円)
50Gb/s	1,400,000円(税込価格 1,540,000円)
60Gb/s	1,500,000円(税込価格 1,650,000円)
70Gb/s	1,600,000円(税込価格 1,760,000円)
80Gb/s	1,700,000円(税込価格 1,870,000円)
90Gb/s	1,800,000円(税込価格 1,980,000円)
100Gb/s	1,900,000円(税込価格 2,090,000円)

2-1-1-3 タイプ3に係るもの

35kmまでごとに月額

品 目	料 金 額
100Gb/s	1,900,000円(税込価格 2,090,000円)
200Gb/s	2,900,000円(税込価格 3,190,000円)
300Gb/s	3,900,000円(税込価格 4,290,000円)
400Gb/s	4,900,000円(税込価格 5,390,000円)

2-1-1-4 タイプ4に係るもの

35kmまでごとに月額

品 目	料 金 額
400Gb/s	4,900,000円(税込価格 5,390,000円)
800Gb/s	8,900,000円(税込価格 9,790,000円)

2-1-1-5 100Gbps超オプションに係るもの

35kmまでごとに月額

区 分	料 金 額
100Gb/sを超えて追加する伝送速度につき	その伝送速度に相当する品目に係る基本額と同額

2-1-2 加算額

月額

区 分	単 位	料 金 額
メニュー2に係るもの	1契約ごとに	15,000円(税込価格 16,500円)

2-2 加算料

(1) 契約者回線の終端が L A N型通信網サービス区域外となる場合 ((2)に該当する場合を除きます。)

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

料金種別	料 金 額
区域外線路	その契約者回線を64kb/s又は128kb/sの品目以外の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の基本回線専用料の加算額（専用回線の終端が電話加入区域外となる場合の加算額に限ります。）

(2) その契約者回線が異経路によるものである場合

異経路となる契約者回線 1 回線ごとに月額

料金種別	料 金 額
異経路の線路	別に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する L A N型通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

第2類 手続きに関する料金

1 適用

区分	内容	
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
種別	内 容	
契約料	L A N型通信網サービスに係る契約（臨時L A N型通信網契約を除きます。）の申込みをし、その承認を受けたときに支払いを要する料金	
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金	
契約者数変更手数料	契約者数の変更の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金	

2 料金額

料金種別	単位	料金額
契約料	1契約ごとに	800円 (税込価格 880円)
譲渡承認手数料	1契約ごとに	800円 (税込価格 880円)
契約者数変更手数料	1契約ごとに	800円 (税込価格 880円)

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区分	内容												
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、時刻指定工事費及び工事の着手等に関する工事費を合計して算定します。												
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 回線終端装置工事、屋内配線工事及び機器工事に関する工事費の額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。この場合においてそれらの工事に係る基本工事費の額が異なるときは、基本工事費の額が大きいものを適用します。</p>												
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費の適用	<p>交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は、次の場合一に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td><td>L A N型通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td><td>回線終端装置の工事を要する場合又は回線終端装置の工事を要しない場合においてL A N型通信網サービス取扱所の交換設備等に特別な工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>ウ 屋内配線工事費</td><td>契約者回線の終端から宅内機器までの間の配線の工事を要する場合又は回線終端装置の工事を要しない場合において配線盤等から契約者回線の終端までの配線の工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>エ 機器工事費</td><td>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>オ 配線経路構築工事費</td><td>契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table>	区分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	L A N型通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合又は回線終端装置の工事を要しない場合においてL A N型通信網サービス取扱所の交換設備等に特別な工事を要する場合に適用します。	ウ 屋内配線工事費	契約者回線の終端から宅内機器までの間の配線の工事を要する場合又は回線終端装置の工事を要しない場合において配線盤等から契約者回線の終端までの配線の工事を要する場合に適用します。	エ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。	オ 配線経路構築工事費	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。
区分	交換機等工事費等の適用												
ア 交換機等工事費	L A N型通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。												
イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合又は回線終端装置の工事を要しない場合においてL A N型通信網サービス取扱所の交換設備等に特別な工事を要する場合に適用します。												
ウ 屋内配線工事費	契約者回線の終端から宅内機器までの間の配線の工事を要する場合又は回線終端装置の工事を要しない場合において配線盤等から契約者回線の終端までの配線の工事を要する場合に適用します。												
エ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。												
オ 配線経路構築工事費	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。												

	<p>力 配線保護工事費</p> <p>契約者回線の設置又は移転に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。</p>				
(4) 契約者回線の収容分散の場合の工事費の適用	<p>第3種サービスのプラン2に係る契約者回線の収容分散（契約者回線群のうち契約者が指定する複数の契約者回線をそれぞれ異なるテープ又は回線収容部に分散して収容することをいいます。以下同じとします。）に関する工事を行った場合の工事費は、次に規定する額を適用します。</p> <p>ア 回線収容部に係る収容分散（以下「収容部分散」といいます。）における工事費は、1の契約者回線ごとに交換機等工事費を適用します。</p> <p>イ テープに係る収容分散（以下「テープ分散」といいます。）における工事費は、1の契約者回線ごとに交換機等工事費及び回線終端装置工事費を適用します。</p> <p>ウ ア及びイに規定する工事を行う場合において、第3種サービスに係る契約の申込み若しくは品目等の変更又は契約者回線の増設若しくは移転等の工事と同時に工事する場合は、収容分散に関する工事費の額を減額して適用するものとします。</p> <p>エ この表の(9)欄イの規定による分散調査の結果に基づき、再度、契約者回線の収容分散を行う場合については、この工事費は適用しません。</p>				
(5) 契約者回線の移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。				
(6) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。				
(7) 割増工事費の適用	<p>次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <p>ア イ以外の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午後10時まで (1月1日から1月3日まで 及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)</td> <td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで (1月1日から1月3日まで 及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算した額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
午後5時から午後10時まで (1月1日から1月3日まで 及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算した額				

	<p>午後10時から翌日の午前8時30分まで</p> <p>その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格 1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格 1,100円)を加算した額</p>								
イ 配線経路構築工事又は配線保護工事に係るもの									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午後10時まで (1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)</td><td>配線経路構築工事費又は配線保護工事に1.3を乗じた額</td></tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時30分まで</td><td>配線経路構築工事費又は配線保護工事に1.6を乗じた額</td></tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで (1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)	配線経路構築工事費又は配線保護工事に1.3を乗じた額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	配線経路構築工事費又は配線保護工事に1.6を乗じた額		
工事を施工する時間帯	割増工事費の額								
午後5時から午後10時まで (1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)	配線経路構築工事費又は配線保護工事に1.3を乗じた額								
午後10時から翌日の午前8時30分まで	配線経路構築工事費又は配線保護工事に1.6を乗じた額								
(8) 時刻指定工事費の適用	<p>ア 契約者回線について、契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機等工事のみの場合を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をした契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定時刻</th><th>工事費の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後4時まで</td><td>11,000円 (税込価格 12,100円)</td></tr> <tr> <td>午後5時から午後9時まで</td><td>18,000円 (税込価格 19,800円)</td></tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時まで</td><td>28,000円 (税込価格 30,800円)</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>	指定時刻	工事費の額	午前9時から午後4時まで	11,000円 (税込価格 12,100円)	午後5時から午後9時まで	18,000円 (税込価格 19,800円)	午後10時から翌日の午前8時まで	28,000円 (税込価格 30,800円)
指定時刻	工事費の額								
午前9時から午後4時まで	11,000円 (税込価格 12,100円)								
午後5時から午後9時まで	18,000円 (税込価格 19,800円)								
午後10時から翌日の午前8時まで	28,000円 (税込価格 30,800円)								
(9) 工事の着手等に関する工事費の適用	<p>ア 第3種サービス（プラン2に係るものに限ります。）の契約者から契約者回線の収容分散に関する工事の請求があった場合は、その工事の着手前に契約者回線の収容状況及び収容分散の可否について調査（以下「初期調査」といいます。）を行うものとし、1の契約者回線ごとに次表に規定する額を適用</p>								

します。

区分		工事費の額
初期調査費	テープ分散に係 るもの	12,000円 (税込価格 13,200円)
	収容部分散に係 るもの	12,000円 (税込価格 13,200円)

備考

- 1 契約者回線の収容分散に関する工事は、次のすべてに該当する場合に行います。
 - (1) 収容分散に関する工事に必要な電気通信設備に余裕のあるとき。
 - (2) 収容分散に関する工事が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等の当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 テープ分散に係る収容分散に関する工事については、次の場合は請求できません。
 - (1) 収容分散に関する工事を行おうとする契約者回線が異経路によるものであるとき。
 - (2) 収容分散に関する工事を行おうとする契約者回線の終端の場所が、それぞれ異なる場所にあるとき又は収容 L A N 型通信網サービス取扱所内となるとき。
- 3 当社は、初期調査の結果、収容分散に関する工事ができないと判定した場合は、その結果を契約者にお知らせします。
- 4 初期調査費は、調査結果にかかわらず適用します。ただし、第3種サービスに係る契約の申込み若しくは品目等の変更又は契約者回線の増設若しくは移転等の工事を要する請求と同時に初期調査を行った場合であって、その調査の結果、収容分散に関する工事ができないことを理由にその工事の着手前に第3種サービスに係る契約の解除又はその工事の請求の取消しがあったときは、この限りでありません。
- 5 収容分散の状態にある契約者回線について、契約者回線の移転を行った場合は、収容分散が解消されます。
- 6 収容分散の状態にある契約者回線について、第3種サービスの品目等の変更があった場合は、収容分散が解消されることがあります。
- 7 収容分散の状態にある契約者回線においても、当社の電気通信設備の保守上又は工事上の理由により収容分散が解消されることがあり、当社はその収容分散の状態を保証するものではありません。
- 8 当社は、第44条（責任の制限）に規定するほか、収容分散に関する工事の実施又は収容分散が解消されたことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

イ 収容分散を行った契約者回線（第3種サービスのプラン2

に係るものに限ります。)について、その状態を確認するための調査(以下「分散調査」といいます。)を行うときは、1の契約者回線ごとに次表に規定する額を適用します。

区分	工事費の額	
分散調査費	テープ分散に係 るもの	12,000円 (税込価格 13,200円)
	収容部分散に係 るもの	12,000円 (税込価格 13,200円)

備考

- 1 分散調査を実施する日は、分散調査の請求に基づき、当社が指定します。
- 2 当社は、分散調査の結果を契約者にお知らせします。
- 3 分散調査費は、調査結果にかかわらず適用します。
- 4 分散調査の結果、収容分散の状態が解消されていることが判明した場合であって、契約者から収容分散に関する工事の請求があったときは、当社は収容分散に関する工事の実施可否を確認し、再び収容分散を行うことができると判定したときは、当社は、収容分散に関する工事を行います。

(10) 工事費の減額 適用	当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。
-------------------	--

2 工事費の額

2-1 契約者回線の設置、増設、移転若しくは収容分散、中継回線の増設若しくは協定事業者網接続回線の設置、LAN型通信網サービスの品目等の変更、付加機能の利用開始若しくは内容の変更、回線終端装置の種類の変更、端末設備の設置、移転若しくは設定内容の変更、回線相互接続又はその他契約内容の変更に関する工事

区分		単位	工事費の額
(1) 基本工事費	ア イ以外の場合	1の工事ごとに 基本額 加算額	7,500円 (税込価格 8,250円) 3,500円 (税込価格 3,850円)
	イ 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)
(2) 交換機等工事費	ア イ以外の場合	(ア) (イ)以外の場合	1,000円 (税込価格 1,100円)
		(イ) 第5種サービスに係るサービス回線を設定する工事のとき	1サービス回線IDごとに 1,000円 (税込価格 1,100円)
	イ 付加機能に関する工事	(ア) (イ)及び(ウ)以外の工事のとき	1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,100円)
		(イ) サブグループ設定機能 (契約者回線に関する工事と同時に実行する場合を除きます。)	1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,100円)
		(ウ) 端末監視機能	① 基本機能の利用の開始又は内容の変更の工事のとき 1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,100円) ② 追加機能の利用の開始又は内容の変更の工事のとき 1の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,100円)
(3) 回線終端装置工事費			別に算定する実費
(4) 屋内配線工事費	ア 既設配線を利用しない場合	1配線ごとに	別に算定する実費
	イ 既設配線を利用する場合	1配線ごとに	別に算定する実費

(5) 機器工事費		別に算定する実費
(6) 配線経路構築工事費	ア イ以外の場合	1 の工事ごとに 14,000円 (税込価格 15,400円)
	イ 契約者の申込み又は請求により、(3)の工事と別日に施工する場合	1 の工事ごとに 27,000円 (税込価格 29,700円)
(7) 配線保護工事費		別に算定する実費

2-2 利用の一時中断に関する工事

区分	単位	工事費の額
(1) 利用の一時中断の工事	ア 基本工事費	1 の工事ごとに 2,000円 (税込価格 2,200円)
	イ 交換機等工事費	1 の工事ごとに 1,000円 (税込価格 1,100円)
(2) 再利用の工事		2-1 の工事費の額と同額

第2 線路設置費
1 適用

区分	内 容		
(1) 線路設置費の差額負担	<p>ア 現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所で L A N型通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;">線路設置費の額（残額があるとき限ります。）</div> = <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;">新たに提供を受ける L A N型通信網サービスの線路設置費の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額</div> </div> <p>イ アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。</p>		
(2) 移転前の区域外線路の一部を使用する場合の線路設置費の額	<p>移転後の契約者回線の終端が L A N型通信網サービス区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であつて、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り、線路設置費を適用します。</p>		
(3) 契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の適用	<p>契約者回線（臨時 L A N型通信網契約に係るもの）を除きます。以下、この欄において同じとします。）が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア 契約者回線がその収容 L A N型通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合</p> <p>（ア）その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められている場合は、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>（イ）その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>（ア）その収容 L A N型通信網サービス取扱所が所在する L A N型通信網サービス区域（その L A N型通信網サービス区域に対応する電話加入区域に収容区域が定められているときは、その収容 L A N型通信網サービス取扱所が所在する収容区域。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>（イ）その収容 L A N型通信網サービス取扱所が所在する L A N型通信網サービス区域を超える地点から引込柱までの線路</p>		

2 線路設置費の額

2-1 2-2以外の場合

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区分	線路設置費の額	
	臨時 LAN型通信網契約以外のもの	臨時 LAN型通信網契約のもの
線路設置費	18,000円 (税込価格 19,800円)	4,500円 (税込価格 4,950円)

2-2 契約者回線が異経路となる場合

1 契約者回線ごとに

区分	線路設置費の額
線路設置費	別に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する LAN型通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料

1 契約ごとに 300円(税込価格 330円)

第1の2 適格請求書の発行手数料

1 請求ごとに 400円(税込価格 440円)

(注) 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料その他経費（実費）が必要な場合があります。

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

第3 時刻配信サービスに関する利用料金

1 適用

区分	内容
(1) 利用料金の適用	時刻配信サービスの利用料金は、1の契約者回線ごとに適用します。
(2) 基本利用期間内に廃止があった場合の料金の適用	ア 時刻配信サービスの基本利用期間は、サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。 イ 契約者は、基本利用期間内に時刻配信サービスの廃止があった場合は、その残余の期間に対応する利用料金に相当する額を一括して支払っていただきます。

2 料金額

区分	単位	利用料金の額（月額）
利用料金	1 契約者回線ごとに	別に算定する額

料金表別表1 高額利用に係る利用料金の割引の適用

- 1 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引（以下「高額利用割引」といいます。）を行います。
- (1) そのLAN型通信網契約（臨時LAN型通信網契約に係るものを除きます。以下この表において同じとします。）に係る次の利用料金が、100万円（税込価格110万円）を超えるとき。（(2)に該当する場合を除きます。）
- ア 第1表第1類第3（第3種サービスに関するもの）2（料金額）に規定する利用料金（2-1-1-2（加算料）、2-2-1-2（加算料）、2-3（付加機能利用料）及び2-4（端末設備に係るもの）を除きます。この場合において、1（適用）の(7)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この表において同じとします。）
- イ 第1表第1類第4（第4種サービスに関するもの）2（料金額）に規定する利用料金（2-1-2（加算料）を除きます。この場合において、1（適用）の(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この表において同じとします。）
- ウ 第1表第1類第5（第5種サービスに関するもの）2（料金額）に規定する利用料金（2-2（加算料）を除きます。この場合において、1（適用）の(6)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この表において同じとします。）
- (2) LAN型通信網契約又は専用サービス契約約款に規定する一般専用サービス若しくは高速ディジタル伝送サービスに係る専用契約からなる1の高額利用指定契約群（LAN型通信網契約者が指定する2以上の契約（そのLAN型通信網契約者に係る契約に限ります。）により構成されるものをいいます。以下この表において同じとします。）の料金額（高額利用指定契約群を構成するLAN型通信網契約の利用料金及び専用契約の基本額の合計額をいいます。この表において同じとします。）が100万円（税込価格 110万円）を超える場合であって、そのLAN型通信網契約者から申出があったとき。

割引額	1の高額利用指定契約群の料金額 ((1)に規定する1のLAN型通信網契約の利用料金を含みます。)に、次表に規定する割引率を乗じて得た額
	高額利用指定契約群の料金額
	100万円（税込価格 110万円）を超える部分
	200万円（税込価格 220万円）を超える部分
	500万円（税込価格 550万円）を超える部分
	1,000万円（税込価格 1,100万円）を超える部分
	3,000万円（税込価格 3,300万円）を超える部分

- 2 割引率の計算は、料金月単位で行います。
- 3 高額利用指定契約群の料金額に対する高額利用割引は、LAN型通信網契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった日の前日までの期間について適用します。
- 4 当社は、LAN型通信網契約者から、次表の左欄に定める申出があったときは、その申出に係るLAN型通信網契約の利用料金について、次表の右欄に定める取

扱いとします。

区分	利用料金の取扱い
(1) 高額利用指定契約群に新たに LAN 型通信網契約を追加する申出があったとき	その申出を当社が承諾した日からのその LAN 型通信網契約の利用料金について、その高額利用指定契約群の料金額に含めるものとします。
(2) 高額利用指定契約群を構成している LAN 型通信網契約をその高額利用指定契約群から除外する旨の申出があったとき	その申出があった日の前日までのその LAN 型通信網契約の利用料金について、その高額利用指定契約群の料金額に含めるものとします。

5 当社は、料金返還その他の場合において高額利用指定契約群を構成する LAN 型通信網契約に係る構成部分の料金額を確定する必要が生じたときは、その料金額は次の算式により算出します。

$$\text{その構成部分の料金} = \frac{\text{高額利用割引適用後の高額利用指定契約群の料金額}}{\text{高額利用割引適用前の高額利用指定契約群の料金額}}$$

6 5の場合において、高額利用割引適用後の高額利用指定契約群の料金額からその高額利用指定契約群を構成するすべての LAN 型通信網契約について前項の算式により算出した LAN 型通信網契約に係る構成部分の料金額を合計した額の控除（その高額利用指定契約群に係る専用契約については、同様に算出した額を控除します。）をし、残額が生じたときは、当社は、その残額を LAN 型通信網契約者が指定する 1 の契約（その高額利用指定契約群を構成するものに限ります。）の料金（LAN 型通信網契約の場合は利用料金、専用契約の場合は基本額をいいます。）に加算するものとします。

(注1) 本表に規定する左欄の料金額は、それぞれ右欄に規定する額とします。

一般専用サービスに係る専用契約の基本額	専用サービス契約約款料金表別表5第1項(1)における一般専用サービスに係る基本額（減額前のものとします。）
高速ディジタル伝送サービスに係る専用契約の基本額	専用サービス契約約款料金表別表5第1項(1)における高速ディジタル伝送サービスに係る基本額（減額前のものとします。）

(注2) 高額利用指定契約群には、専用サービス契約約款に規定する高額利用割引の適用を受ける契約は含みません。

(注3) 3 又は 4 に規定する場合の高額利用指定契約群の料金額の対象となるその LAN 型通信網契約に係る 1 の利用料金は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

料金表別表2 学校に限定した利用料金の割引の適用

- 1 当社は、LAN型通信網契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所（以下「学校」といいます。）の設置者であるLAN型通信網契約者に限ります。）から、そのLAN型通信網契約に係る契約者回線（その終端が学校の構内又は建物内に終端するものに限ります。）について、学校に限定した割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があって、当社が承諾した場合には、学校限定割引を適用します。
- 2 学校限定割引が選択されているLAN型通信網契約に係る利用料金は、次の額を適用します。
 - (1) 第3種サービスのプラン1に係る利用料金（契約者回線の部分（基本料に係る部分に限ります。）、以下この表において同じとします。）については、第1表第1類第3（第3種サービスに関するもの）2（料金額）の2-1-1（契約者回線の部分）に規定する額に代えて、契約者回線1回線ごとに次表の額を適用します。

月額

区分	料金額	
	グレード1のもの	グレード2のもの
1 Mb/s	21,000円（税込価格 23,100円）	10,500円（税込価格 11,550円）
10Mb/s	26,600円（税込価格 29,260円）	16,100円（税込価格 17,710円）
100Mb/s	42,000円（税込価格 46,200円）	28,000円（税込価格 30,800円）
1 Gb/s	175,000円（税込価格 192,500円）	150,500円（税込価格 165,550円）

- (2) 第3種サービスのプラン2に係る利用料金（基本料に係る部分に限ります。以下この表において同じとします。）については、2-2-1-1（基本料）に規定する額に代えて、契約者回線1回線ごとに2-2-1-1（基本料）に規定する利用料金の料金額に0.7を乗じて得た額を適用します。
- (3) 第5種サービスに係る利用料金（基本額に係る部分に限ります。）については、第1表第1類第5（第5種サービスに関するもの）2（料金額）の2-1-1（基本額）に規定する額に代えて、中継回線35kmまでごとに2-1-1（基本額）に規定する利用料金の料金額に0.7を乗じて得た額を適用します。
- 3 当社は、この学校限定割引を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。
 - (1) LAN型通信網契約者が学校の設置者でなくなったとき（(3)に該当する場合を除きます。）。
 - (2) 移転等により、その契約者回線の終端が学校の構内又は建物内でなくなったとき。
 - (3) 利用権の譲渡があったとき。

ただし、譲受人が学校の設置者である場合で、譲渡人の同意を得て、この学校限定割引の適用の継続を申し出たときは、この限りではありません。

附 則

この約款は、平成12年5月1日から実施します。

附 則（平成12年11月29日東企営第00-144号）

この改正規定は、平成12年12月12日から実施します。

附 則（平成13年1月19日東企営第00-181号）

この改正規定は、平成13年1月19日から実施し、改正後の規定は、平成13年1月6日から適用します。

附 則（平成13年3月23日東企営第00-214号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年3月26日東企営第00-217号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成13年3月28日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

LAN型通信網契約	第1種サービスに係るLAN型通信網契約
-----------	---------------------

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年7月6日東企営第01-50号）

この改正規定は、平成13年7月23日から実施します。

附 則（平成13年9月17日東企営第01-96号）

この改正規定は、平成13年9月17日から実施します。

附 則（平成13年11月26日東企営第01-125号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第1種サービスに係るLAN型通信網契約	第1種サービスにおけるタイプ1に係るLAN型通信網契約
---------------------	-----------------------------

3 前項の規定による場合において、移行前の契約に係る第1種サービス（次の表の左欄の種類の長期継続利用に係る利用料金が適用されているものとします。）は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の種類の長期継続利用に係る利用料金が適用されているタイプ1に係る第1種サービスとみなして取り扱います。

3年利用	3年利用I型
6年利用	6年利用

- 4 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（平成14年6月25日東企営第02-51号）

（実施期日）

この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。

附 則（平成14年8月2日東企営第02-64号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。
（経過処置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第2種サービスに係るLAN型通信網契約	第2種サービスにおけるメニュー1に係るLAN型通信網契約
---------------------	------------------------------

附 則（平成14年10月18日東企営第02-109号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。
ただし、第2種サービスにおけるメニュー2に係る部分については、平成15年2月1日から実施します。
（経過処置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第2種サービスにおけるメニュー1に係るLAN型通信網契約	第2種サービスに係るLAN型通信網契約
------------------------------	---------------------

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年5月27日東企営第03-19号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年6月13日東企営第03-29号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。
（経過処置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第2種サービスに係るLAN型通信網契約	第2種サービスにおけるプラン1に係るLAN型通信網契約
---------------------	-----------------------------

附 則 (平成15年10月8日東経企営第03-86号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年10月15日から実施します。
(経過処置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成15年12月18日東経企営第03-137号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年12月25日から実施します。
(経過処置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第2種サービスにおけるプラン1に係るLAN型通信網契約	第2種サービスにおける、サービスクラスによる区別がクラス1のものであつて通信の態様による区別がプラン1に係るLAN型通信網契約
第2種サービスにおけるプラン2に係るLAN型通信網契約	第2種サービスにおける、サービスクラスによる区別がクラス1のものであつて通信の態様による区別がプラン2に係るLAN型通信網契約

附 則 (平成16年1月23日東経企営第03-158号)

この改正規定は、平成16年1月26日から実施します。

附 則 (平成16年1月26日東経企営第03-162号)

この改正規定は、平成16年2月2日から実施します。

附 則 (平成16年4月1日東経企営第03-210号)

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則 (平成16年4月27日東経企営第04-18号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成16年6月29日東経企営第04-63号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 料金表第1表第1類第2の1の(4)（基本契約期間内にLAN型通信網契約の解除等があった場合の料金の適用）が適用になる場合（平成16年6月30日までに第2種サービスにおけるサービスクラスによる区別がクラス1のものであつて通信の態様による区別がプラン1のもので100Mb/s又は1Gb/sの品目のものに係るLAN型通信網サービス契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であつて、平成16年9月30日までに当社がそのLAN型通信網サービスの提供を開始した場合に限ります。）には、料金表第1表第1類第2の1の(4)欄に係る基本料の額について、この改正前の基本料の額を適用します。

附 則 (平成16年7月30日東経企営第04-93号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年8月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成16年10月29日東経企営第04-184号)

この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。

附 則 (平成16年11月30日東経企営第04-227号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第1種サービスにおけるタイプ2に係るLAN型通信網契約	第1種サービスにおける、利用する回線による区別がタイプ2のものであつて通信の態様による区別がプラン2に係るLAN型通信網契約
-----------------------------	--

附 則 (平成17年3月22日東経企営第04-365号)

この改正規定は、平成17年3月23日から実施します。

附 則 (平成17年3月31日東経企営第04-375号)

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則 (平成17年3月31日東経企営第04-390号)

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則 (平成17年6月23日東経企営第05-83号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定に基づき長期継続利用の継続の申出をしたことにより長期継続利用に係る利用料金の減額が適用されているLAN型通信網契約に係る長期継続利用(3年利用II型のものを除きます。)については、この約款実施の日において、長期継続利用期間が満了したものとします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成18年2月17日東経企営第05-229号)

この改正規定は、平成18年2月21日から実施します。

附 則 (平成18年3月31日東経企営第05-253号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の種類の長期継続利用に係る利用料金が適用されている第1種サービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄の種類の長期継続利用に係る利用料金が適用されている第1種サービスとみなして取り扱います。

3年利用Ⅰ型	3年利用
--------	------

附 則 (平成18年4月27日東経企営第06-21号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成18年6月29日東経企営第06-70号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第2種サービスにおける、サービスクラスによる区別がクラス1のものであつて通信の態様による区別がプラン1に係るLAN型通信網契約	第2種サービスにおける、サービスクラスによる区別がクラス1のものであつて通信の態様による区別がタイプ1に係るLAN型通信網契約
第2種サービスにおける、サービスクラスによる区別がクラス1のものであつて通信の態様による区別がプラン2に係るLAN型通信網契約	第2種サービスにおける、サービスクラスによる区別がクラス1のものであつて通信の態様による区別がタイプ2に係るLAN型通信網契約
第2種サービスにおける、サービスクラスによる区別がクラス2のものであつて通信の態様による区別がプラン1に係るLAN型通信網契約	第2種サービスにおける、サービスクラスによる区別がクラス2のものであつて通信の態様による区別がタイプ1の料金適用による区別がプラン1に係るLAN型通信網契約
第2種サービスにおける、サービスクラスによる区別がクラス2のものであつて通信の態様による区別がプラン2に係るLAN型通信網契約	第2種サービスにおける、サービスクラスによる区別がクラス2のものであつて通信の態様による区別がタイプ2の料金適用による区別がプラン1に係るLAN型通信網契約

附 則 (平成18年7月27日東経企営第06-91号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第2種サービスにおける品目が1Gb/sのものであつて、サービスクラスによる区別がクラス2に係るLAN型通信網契約	第2種サービスにおける品目が1Gb/sのものであつて、サービスクラスによる区別がクラス2のサービスグレードによる区別がグレード2に係るLAN型通信網契約
--	--

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

サブグループ設定機能	サブグループ設定機能 1の契約者回線に設定可能なサブグループの数の上限が48のもの
------------	--

- 4 サービスグレードによる区別がグレード1のものについては、当分の間、料金表第1表第1類第2の2-2に規定するサブグループ設定機能（サブグループ設定機能に係る区分がイのものに限ります。）を利用する場合に限り提供します。

附 則（平成18年9月28日東経企営第06-126号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年3月30日東経企営第06-243号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第1種サービスにおけるタイプ2に係るLAN型通信網契約	第1種サービスに係るLAN型通信網契約
-----------------------------	---------------------

附 則（平成20年3月13日東経企営第07-196号）

（実施期日）

この改正規定は、平成20年3月14日から実施します。

附 則（平成20年3月28日東経企営第07-211号）

（実施期日）

この改正規定は、平成20年3月31日から実施します。

附 則（平成20年8月1日東経企営第08-102号）

この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

附 則（平成22年3月26日東経企営第09-169号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第2種サービスにおけるクラス2に係るLAN型通信網契約	第2種サービスに係るLAN型通信網契約
-----------------------------	---------------------

- 附 則**（平成22年3月26日東経企営第09-172号）
(実施期日)
1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。
- 附 則**（平成22年10月12日東経企営第10-107号）
(実施期日)
1 この改正規定は、平成22年10月15日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則**（平成23年3月31日東経企営第10-198号）
(実施期日)
1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。
(その他)
2 東企営第06-243号（平成19年3月30日）の附則の2（経過措置）を次のように改めます。
2 削除
- 附 則**（平成23年3月31日東経企営第10-204号）
(実施期日)
1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則**（平成23年6月30日東経企営第11-66号）
この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。
- 附 則**（平成23年9月29日東経企営第11-116号）
(実施期日)
1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。
(経過措置)
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている第3種サービスに係る県間中継回線は、この改正規定実施の日において、第3種サービスに係る県間中継回線であつて通信の態様による細目がタイプ1のものとみなして取り扱います。
3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則**（平成24年6月7日東経企営第12-42号）
(実施期日)
1 この改正規定は、平成24年6月8日から実施します。
(経過措置)
2 削除
3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4 削除
5 削除
- 附 則**（平成24年6月14日東経企営第12-45号）
この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
- 附 則**（平成24年11月29日東経企営第12-135号）
(実施期日)
1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年3月19日東経企営第12-197号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年3月27日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年7月8日東経企営第13-0060号）

(実施期日)

- 第1条 この改正規定は、平成25年7月9日から実施します。

(経過措置)

- 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 第3条 東経企営第12-42号（平成24年6月7日）の附則の2（経過措置）を次のように改めます。

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている第1種サービス及び第2種サービスに係るLAN型通信網契約に関する料金その他の提供条件については、この附則の第4項及び第5項の規定を除き、なお従前の通りとします。

- 第4条 東経企営第12-42号（平成24年6月7日）に次の2項を加えます。

(その他)

- 4 第1種サービス又は第2種サービスに係る契約者は、LAN型通信網サービスの種類の変更（第3種サービスへの変更に限ります。）の請求をすることができます。

- (2) 当社は、前号の請求があったときは、第13条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

- (3) 第1号の請求は、LAN型通信網サービスの種類の変更前の第1種サービスに係る契約者又は第2種サービスに係る契約者回線グループを構成するすべての契約者と種類の変更後の第3種サービスに係る契約者が同一となる場合であって、種類の変更前の第1種サービスに係るLAN型通信網契約者回線群又は第2種サービスに係る契約者回線グループの契約者回線の終端の場所の数が、種類の変更後の第3種サービスに係るLAN型通信網契約者回線群の契約者回線の終端の場所の数と同一である場合に限り行うことができます。

- (4) 当社は、LAN型通信網サービスの種類の変更前の第1種サービス又は第2種サービスに係るLAN型通信網契約が長期継続利用に係る料金の適用を受けていた場合、種類の変更後の第3種サービスに係る契約において、長期継続利用に係る料金を適用します。この場合において、長期継続利用の適用を開始した日の扱いについて、種類の変更前の第1種サービス又は第2種サービスに係る契約において長期継続利用の適用を開始した日とします。

- (5) 当社は、第1種サービスに係る契約者回線（第1号の請求に係る種類の変更前のものであって当社が認めるものに限ります。）の廃止の請求があり当社が承諾した場合、第2種サービスに係るLAN型通信網契約（第1号の請求に係る種類の変更前の第2種サービスに関する契約者回線グループを構成する契約者回線に係るものであって当社が認めるものに限ります。）の解除があった場合又は第3種サービスに係るLAN型通信網契約（第1号の請求に係るものであって当社が認めるものに限ります。）の解除があった場合は、料金表第1表第1類第1の1(9)のク、第2の1(7)のク及び第3の1(7)のクの規定を適用しません。

- (6) LAN型通信網契約者から第1号の請求があり、当社がその請求を承諾した場

合は、その L A N 型通信網サービスの種類の変更に係る基本工事費、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第1の2-1に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。

- (7) 当社は、第2種サービスに係る L A N 型通信網契約（第1号の請求に係る種類の変更前の第2種サービスに関する契約者回線グループを構成する契約者回線に係るものであって当社が認めるものに限ります。）の解除があった場合又は第3種サービスに係る L A N 型通信網契約（第1号の請求を行った L A N 型通信網契約者（その L A N 型通信網契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合する者（その契約者相互間の同意がある場合に限ります。）を含みます。）に係るものであって当社が認めるものに限ります。）の解除があった場合であって、第1号の請求を行った L A N 型通信網契約者から種類の変更後の第3種サービスに係る契約者回線の増設の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その種類の変更後の第3種サービスの契約者回線（この号に規定する第2種サービス又は第3種サービスに係る L A N 型通信網契約の解除に関する契約者回線の数を上限とします。）の設置に係る基本工事費、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第1の2-1に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- 5 当社は、第3種サービスに係る契約者からの請求に基づき、第3種サービスに係る1の L A N 型通信網契約者回線群（サブグループ設定機能を利用している場合は1のサブグループとします。）における契約者回線と、第1種サービスに係る1の L A N 型通信網契約者回線群（サブグループ設定機能を利用している場合は1のサブグループとします。）又は第2種サービスに係る契約者回線グループ（サブグループ設定機能を利用している場合は1のサブグループとします。）における契約者回線との間の通信を可能とする機能（以下、インターワーク機能といいます。）を提供します。
- (2) 当社は、インターワーク機能を提供するにあたり、契約者にその L A N 型通信網契約者回線群（サブグループ設定機能を利用している場合は1のサブグループとします。）において、第1種サービス又は第2種サービスに係る契約者回線（終端の場所、品目及び細目は当社が指定します。）及び第3種サービスに係る契約者回線（終端の場所、品目及び細目は当社が指定します。）を追加していただきます。この場合において、その契約者回線に係る基本料（第2種サービスに係る場合にあっては、契約者回線に係る基本額の部分に係るものに限ります。）、加算料（回線終端装置の部分に係るものに限ります。）、付加機能利用料及び契約料（第2種サービスに係るものに限ります。）について、料金表第1表第1類第1の2-1及び2-5、第2の2-1及び2-2、第3の2-1及び2-6並びに料金表第1表第2類の2に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- (3) 前号に規定する契約者回線の設置又は増設に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費及び時刻指定工事費について、料金表第2表第1の2-1に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。
- (4) 第2号に規定する契約者回線の廃止があった場合、料金表第1表第1類第1の1(4)のウ、第2の1(4)のイ及び第3の1(4)のウの規定は適用しません。
- (5) 第1号の請求を行った L A N 型通信網契約者（その L A N 型通信網契約者と相互に業務上密接な関係を有することについて当社の基準に適合する者（その契約者相互間の同意がある場合に限ります。）を含みます。）が第1種サービス又は第2種サービスに係る L A N 型通信網契約（第2号に規定する契約者回線に関するものを除きます。）の解除を行った場合、第2号に規定する第1種サービスに係る契約者回線の廃止又は第2種サービスに係る L A N 型通信網契約の解除及び第3種サービスに係る契約者回線の廃止の請求を行っていただきます。

附 則（平成26年1月24日東経企営第13-143号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年4月21日東経企営第14-9号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月22日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いについても、改正後の規定を適用します。

附 則（平成26年4月24日東経企営第14-11号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年3月30日東経企営第14-220号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。
（サービスの終了）
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している第1種サービス及び第2種サービス（サービスクラスによる区別がクラス1に係るもの及びサービスクラスによる区別がクラス2のもので64Kb/s又は128kb/sの品目のものを含みます。）を終了することとします。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 東経企営第09-169号（平成22年3月26日）の附則第2項（経過措置）を「2 削除」に改めます。
- 5 東経企営第12-42号（平成24年6月7日）の附則第2項（経過措置）を「2 削除」に、同附則第4項（その他）を「4 削除」に、同附則第5項（その他）を「5 削除」に改めます。

附 則（平成27年6月18日東経企営第15-055号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務（延滞利息を除きます。）については、第40条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとし、この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの延滞利息については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、この約款の附則に定めるところによりなお従前のとおり提供することとしている電気通信サービスの延滞利息に係る取り扱いについては、改正前の規定にかかわらず、改正後の第40条（延滞利息）の規定を適用します。

附 則（平成27年10月28日東経企営第15-137号）

この改正規定は、平成27年10月30日から実施します。

附 則（平成27年12月17日東経企営第15－167号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年12月21日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年2月16日東経企営第15－206号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年2月17日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年1月30日東経企営第17－172号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成30年9月12日東経企営第18－96号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年9月18日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成31年3月28日東経企営第18－224号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。
- 2 東経企営第17-172号（平成30年1月30日）の附則2（経過措置）を「2 削除」に改めます。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年10月1日東経企営第19－81号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年11月29日東経企営第19－160号）

（実施期日）

この改正規定は、令和元年12月2日から実施します。

附 則（令和2年3月13日東経企営第19－233号）

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則（令和2年6月5日東経企営第20－33号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和2年6月5日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年3月26日東経企営第20-181号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和3年3月26日から実施します。
（経過措置）
- 2 第3種サービスのプラン2に係るものについては、令和3年4月1日より提供します。ただし、料金表第1表第1類（利用料金）第3（第3種サービスに関するもの）
1適用(9)から(11)欄については令和3年12月1日より適用します。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第3種サービスに係るLAN型通信網 契約	第3種サービスのプラン1に係るLAN型 通信網契約
-------------------------	------------------------------

附 則（令和3年3月30日東経企営第20-187号）

（実施期日）

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

附 則（令和3年9月10日東経企営第21-102号）

この改正規定は、令和3年9月13日から実施します。

附 則（令和3年12月22日東経企営第21-155号）

この改正規定は、令和3年12月27日から実施します。

附 則（令和3年12月22日東経企営第21-154号）

この改正規定は、令和4年1月7日から実施します。

附 則（令和4年2月25日東経企営第21-191号）

この改正規定は、令和4年2月28日から実施します。

附 則（令和4年4月25日東経企営第22-11号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年5月6日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定の日において、当社と同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

第5種サービスにおけるタイプ1に係るLAN型通信網契約	第5種サービスにおける、通信の態様による区別がタイプ1のものであって保守の態様による区別がメニュー1に係るLAN型通信網契約
-----------------------------	--

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年6月30日東経企営第22-54号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 令和4年6月末日までに当社がその提供を開始した契約について、契約者が料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について令和4年7月31日までに支払っていただいた場合は、その延滞利息について、第40条（延滞利息）に規定する額に代えて、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を適用します。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内（当社

が別に定める場合は、支払期日の翌日から起算して15日以内とします。)に支払いがあった場合は、この限りではありません。

附 則 (令和4年8月8日東経企営第22-71号)

この改正規定は、令和4年8月19日から実施します。

附 則 (令和4年11月30日東経企営第22-129号)

この改正規定は、令和4年12月5日から実施します。

附 則 (令和5年2月27日東経企営第22-177号)

この改正規定は、令和5年2月28日から実施します。

附 則 (令和5年3月14日東経企営第22-186号)

この改正規定は、令和5年3月16日から実施します。

附 則 (令和5年3月14日東経企営第22-188号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年3月16日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第5種サービスのタイプ1に係るLAN型通信網契約	第5種サービスのタイプ1であってインターフェースによる区分が4I1-9D1F(OTU4)インターフェース以外のものに係るLAN型通信網契約
--------------------------	---

附 則 (令和5年9月6日東経営第000200000177号)

この改正規定は、令和5年9月11日から実施します。

附 則 (令和5年9月29日東経営第000200000138号)

この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。

附 則 (令和6年3月29日東経営第000200000277号)

この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

附 則 (令和6年4月26日東経営第000200000295号)

この改正規定は、令和6年4月26日から実施します。

附 則 (令和6年6月11日東経営第000200000329号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 第3種サービスのプラン1及び第4種サービスに係る基本工事費の額については、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

ただし、この改正規定実施の前に、LAN型通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたものであって、この改正規定実施の日以降に着手した工事に係る工事費については、第36条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、改正後の規定による工事費の額を適用します。

附 則 (令和6年11月29日東経営第000200000437号)

この改正規定は、令和6年12月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、第5種サービスに係る回線終端装置の区別がタイプ3及びタイプ4に関する部分については、令和7年2月1日から実施します。

附 則 (令和6年12月24日東経営第000200000455号)

この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。

基本的な技術的事項

種類	インターフェース種別	物理的条件	電気的／光学的条件	
			送出電圧等	その他
第3種サービス(プラン1)	100Mb/s及び1Gb/s以外のもの	10BASE-T	8端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	6.2V (P-P値)以下 ・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3準拠
		100BASE-TX	8端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	2.1V (P-P値)以下 ・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3準拠
	100Mb/s	100BASE-TX	8端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	2.1V (P-P値)以下 ・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3準拠
	1Gb/s	1000BASE-SX	LC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-20準拠)	光出力0dBm(平均値)以下 ・IEEE802.3準拠
		1000BASE-LX	LC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-20準拠)	光出力-3dBm(平均値)以下 ・IEEE802.3準拠
		1000BASE-T	8端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	3.1V (O-P値)以下 ・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3準拠
第3種サービス(プラン2)	1Mb/s及び10Mb/s	10BASE-T	8端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	6.2V (P-P値)以下 ・送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3準拠
		100BASE-TX	8端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	2.1V (P-P値)以下 ・送出電流は、100Ωの負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3準拠
	100Mb/s	100BASE-TX	8端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	2.1V (P-P値)以下 ・送出電流は、100Ωの負荷抵抗に対する

				値とする。 ・ IEEE802.3準拠
1Gb/s	1000BASE-SX	LC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-20準拠)	光出力 -9.5dBm(平均値)以上 0dBm(平均値)以下	・ IEEE802.3準拠
	1000BASE-LX	LC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-20準拠)	光出力 -11.0dBm(平均値)以上 -3.0dBm(平均値)以下	・ IEEE802.3準拠
	1000BASE-T	8端子コネクタ(ISO標準IS8877準拠)	3.1V(0-P値)以下	・ 送出電流は、 100Ωの負荷抵抗に対する 値とする。 ・ IEEE802.3準拠
10Gb/s	10GBASE-SR (回線終端装置あり)	LC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-20準拠)	光出力 -7.3dBm(平均値)以上 -1.0dBm(平均値)以下	・ IEEE802.3準拠
	10GBASE-LR (回線終端装置あり)	LC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-20準拠)	光出力 -8.2dBm(平均値)以上 0.5dBm(平均値)以下	・ IEEE802.3準拠
	10GBASE-LR (回線終端装置なし)	SC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-4準拠)	光出力 -8.2dBm(平均値)以上 0.5dBm(平均値)以下	・ IEEE802.3準拠
	10GBASE-ER (回線終端装置なし)	SC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-4準拠)	光出力 -4.7dBm(平均値)以上 4.0dBm(平均値)以下	・ IEEE802.3準拠
100Gb/s	100GBASE-LR4	LC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-20準拠)	光出力 10.5dBm(平均値)以下	・ IEEE802.3準拠
400Gb/s	400GBASE-FR4	LC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-20準拠)	光出力 3.5dBm(平均値)以下	MSA準拠

第4種 サービス	100Mb/s	10BASE-T	8端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	6.2V（P-P値）以下	・送出電流は、 100Ωの負荷 抵抗に対する 値とする。 ・IEEE802.3準拠
		100BASE-TX	8端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	2.1V（P-P値）以下	・送出電流は、 100Ωの負荷 抵抗に対する 値とする。 ・IEEE802.3準拠
	1Gb/s	10BASE-T	8端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	6.2V（P-P値）以下	・送出電流は、 100Ωの負荷 抵抗に対する 値とする。 ・IEEE802.3準拠
		100BASE-TX	8端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	2.1V（P-P値）以下	・送出電流は、 100Ωの負荷 抵抗に対する 値とする。 ・IEEE802.3準拠
	1000BASE-SX	LC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-20準拠)	光出力0dBm (平均値)以下	・IEEE802.3準拠	
		1000BASE-LX	LC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-20準拠)	光出力-3dBm (平均値)以下	・IEEE802.3準拠
	1000BASE-T	8端子コネクタ(ISO標準IS 8877準拠)	3.1V（O-P値）以下	・送出電流は、 100Ωの負荷 抵抗に対する 値とする。 ・IEEE802.3準拠	
第5種 サービス	10Gb/s	10GBASE-LR (回線終端装置あり)	LC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-20準拠)	光出力0.5dBm (平均値)以下	・IEEE802.3準拠
		10GBASE-LR (回線終端装置なし)	SC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-4準拠)又は LC形単心光ファイバコネクタ(IEC61754-20準拠)	光出力0.5dBm (平均値)以下	・IEEE802.3準拠

	10GBASE-SR (回線終端装 置あり)	LC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 20準拠)	光出力 -1.0 dBm (平均値) 以下	・ IEEE802.3準拠
	10GBASE-SR (回線終端装 置なし)	SC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 4準拠) 又は LC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 20準拠)	光出力 -1.0 dBm (平均値) 以下	・ IEEE802.3準拠
100Gb/s (下記以 外のもの)	100GBASE-LR4 (回線終端装 置あり)	LC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 20準拠)	光出力 10.5dB m (平均値) 以 下	・ IEEE802.3準拠
	100GBASE-LR4 (回線終端装 置なし)	SC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 4準拠) 又は LC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 20準拠)	光出力 10.5dB m (平均値) 以 下	・ IEEE802.3準拠
	100GBASE-SR4 (回線終端装 置あり)	MPO型12心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 7準拠)	光出力 2.4dBm (平均値) 以下	・ IEEE802.3準拠
100Gb/s (4 I 1 - 9 D 1 F (OT U 4) イ ンタフェ ース)	4I1-9D1F(OTU 4) (回線終端 装置あり)	LC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 20準拠)	光出力 10.0dB m (平均値) 以 下	・ ITU-T G. 709 /G. 959.1準拠
	4I1-9D1F(OTU 4) (回線終端 装置なし)	SC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 4準拠) 又は LC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 20準拠)	光出力 10.0dB m (平均値) 以 下	・ ITU-T G. 709 /G. 959.1準拠
400Gb/s	400GBASE-FR4 (回線終端装 置あり)	LC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 20準拠)	光出力 9.3dBm (平均値) 以下	・ MSA準拠

	400GBASE-FR4 (回線終端装 置なし)	SC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 4準拠) 又は LC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 20準拠)	光出力9.3dBm (平均値)以下	・MSA準拠
	400GBASE-LR4 (回線終端装 置あり)	LC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 20準拠)	光出力11.1 dBm (平均値) 以下	・MSA準拠
	400GBASE-LR4 (回線終端装 置なし)	SC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 4準拠) 又は LC形単心光フ アイバコネク タ(IEC61754- 20準拠)	光出力11.1 dBm (平均値) 以下	・MSA準拠